

福島市男女共同参画基本計画

男女共同参画ふくしまプラン

平成28年度～平成32年度

福島市

第1章 基本的な考え方	1
第2章 施策の体系(体系表)	7
第3章 目標と施策	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	12
施策の方向性1 男女共同参画意識の醸成	13
(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	15
(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し	16
施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	17
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実	18
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	20
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	22
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	24
施策の方向性1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	25
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し (女性活躍推進法 市町村推進計画)	26
(2) 家庭生活における男女共同参画の促進	27
(3) 地域活動における男女共同参画の促進	30
(4) 仕事と子育て及び介護等の両立支援 (女性活躍推進法 市町村推進計画)	32
施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	34
(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進	36
(2) 女性の人材育成施策の充実	38
(3) 農業の分野における女性の参画の促進	39
施策の方向性3 復興・防災における男女共同参画の促進	40
(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進	41

基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり	42
-----------------------	----

施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力等の根絶	44
------------------------	----

(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発	45
----------------------------------	----

(2) 相談・支援体制の充実	46
----------------	----

施策の方向性2 男女の生涯にわたる健康支援	48
-----------------------	----

(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援	48
--------------------------	----

施策の指標	50
-------	----

第4章 計画の推進	51
------------------	----

1 推進体制の充実と強化	54
--------------	----

(1) 庁内推進体制の充実	54
---------------	----

(2) 市民による協力推進体制の充実	54
--------------------	----

2 指導者の養成と関係団体との連携強化	55
---------------------	----

(1) 指導者等の養成	55
-------------	----

(2) 関係団体への支援	55
--------------	----

3 拠点施設の充実	56
-----------	----

(1) 拠点施設の充実	56
-------------	----

資料編	57
-----	----

1 福島市男女共同参画推進条例	59
-----------------	----

2 福島市男女共同参画審議会規則	63
------------------	----

3 福島市男女共同参画推進本部設置要綱	64
---------------------	----

4 日本国憲法(抄)	66
------------	----

5 男女共同参画社会基本法	69
---------------	----

6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	73
----------------------------	----

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
--------------------------	----

8 男女共同参画政策のあゆみ	89
----------------	----

男女共同参画ふくしまプラン

第1章

基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年3月に期間を10年間とする第1次計画として「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、平成14年12月に「福島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成15年7月には、男女共同参画を進める拠点施設として「福島市男女共同参画センター」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を進めてまいりました。

また、同プランの中間年である平成18年3月には、社会情勢等の変化を考慮して見直しを行い、「男女共同参画ふくしまプラン（改訂版）」を策定、平成23年3月には第2次計画として「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

心豊かにいきいきと暮らせる社会を創るため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

この計画は、平成23年3月に策定した第2次計画である「男女共同参画ふくしまプラン」を、策定後の社会情勢等の変化や、東日本大震災の経験から得た教訓、平成26年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに、男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行うとともに福島市男女共同参画推進条例に基づく基本計画として位置付けるものです。

また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」と略）が成立し、本市における女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画として、この計画の一部を「市町村推進計画」と位置付けております。

第1章 基本的な考え方

2 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として位置付け、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画は、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画を含みます。

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

ただし、この間、国、県をはじめ社会情勢等の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の基本的な考え方

女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

しかし、社会制度や慣習、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担の考え方は、女性にのみ家事・育児・介護等の負担を強いることになり、女性の社会進出や経済的自立を阻む要因となっています。また、男性には仕事中心の生活を強いることになり、生活者としての自立が阻まれ、家庭生活や地域活動への参画にも男女の偏りが見られます。

こうした現状を踏まえて、あらゆる分野に男女がともに参画し、責任を担うとともに多様な生き方を選択できるようにするため、女性も男性も自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる男女共同参画社会形成のための施策を積極的に推進する必要があります。

このような考え方を基本として、この計画では3つの基本目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

一方、男女共同参画は、女性の課題として認識されることが多く、男性の意識が低い状況となっています。このため、男女共同参画が、男性にも正しく理解されるよう男女共同参画を男性の視点からとらえ、男性に対する取組を一層推進します。

また、この計画の一部を女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置付け、本市での女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ります。

第1章 基本的な考え方

4 計画の構成

この計画は、全4章で構成し、第1章「基本的な考え方」では、この計画の策定の趣旨、性格と期間、基本的な考え方、構成について示しています。

第2章「施策の体系（体系表）」では、取り組むべき3つの基本目標と7つの施策の方向性、16の基本的施策を設定しています。

また、男性の立場・視点から男女共同参画の理解を深めるため、基本的施策全体をとらえ、男性に対する男女共同参画の施策を横断的に配置しています。

第3章「目標と施策」では、「施策の体系」に基づき、基本的施策ごとにそれぞれの具体的な取組と事業を示しています。

なお、男性を対象として男女共同参画の啓発・理解を一層図るため、特に男性の参画を求める事業には、「男性重点」と表示しています。

また、女性の職業生活における活躍推進について、基本目標Ⅱの「施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」中、「基本的施策（1）雇用環境の整備と働き方の見直し」と「基本的施策（4）仕事と子育て及び介護等の両立支援」を、女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置付けています。

第4章「計画の推進」では、この計画を総合的かつ計画的に推進するための体制について示しています。

第1章 基本的な考え方

男女共同参画ふくしまプラン

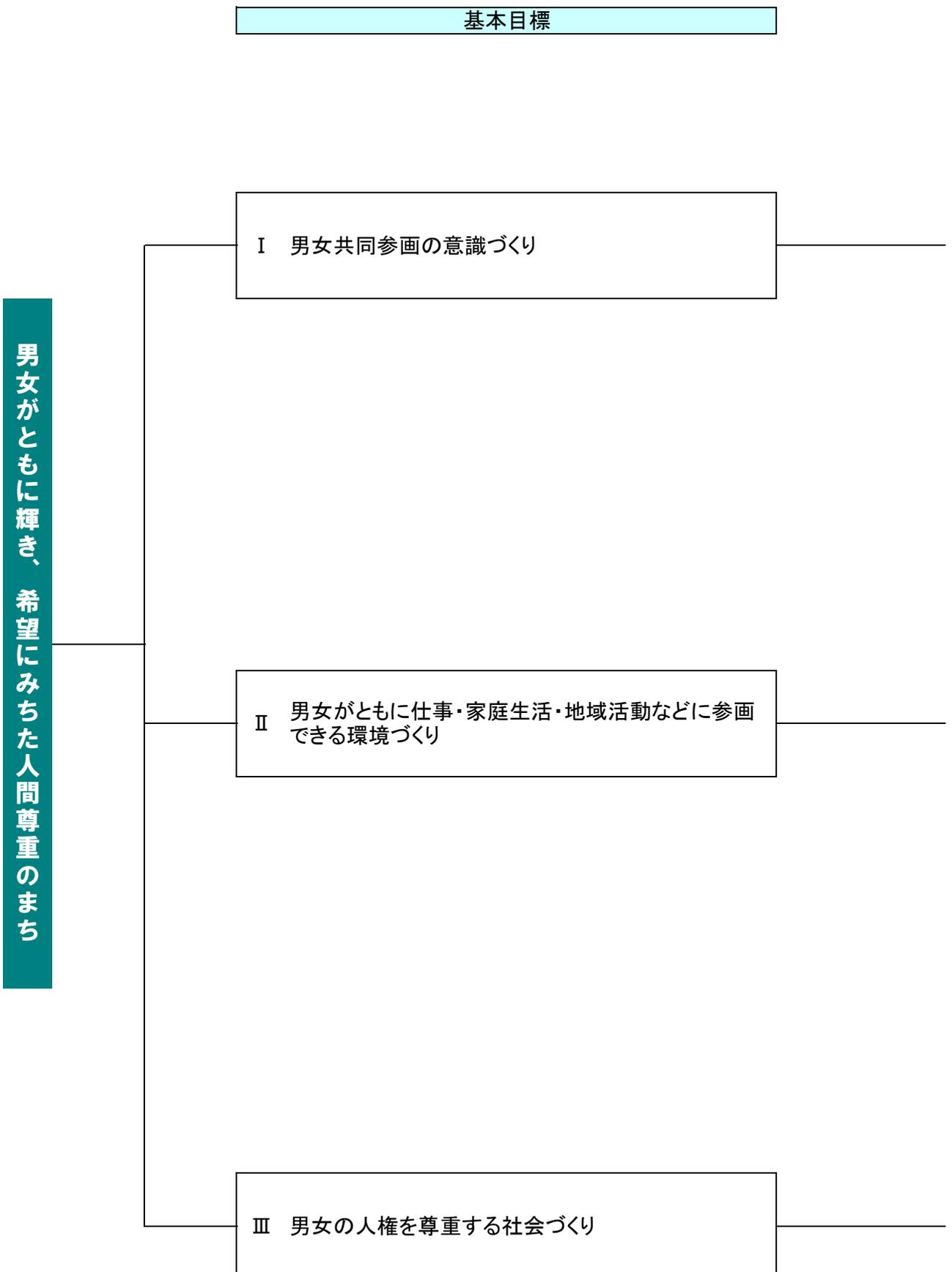
第2章

施策の体系（体系表）

第2章 施策の体系（体系表）

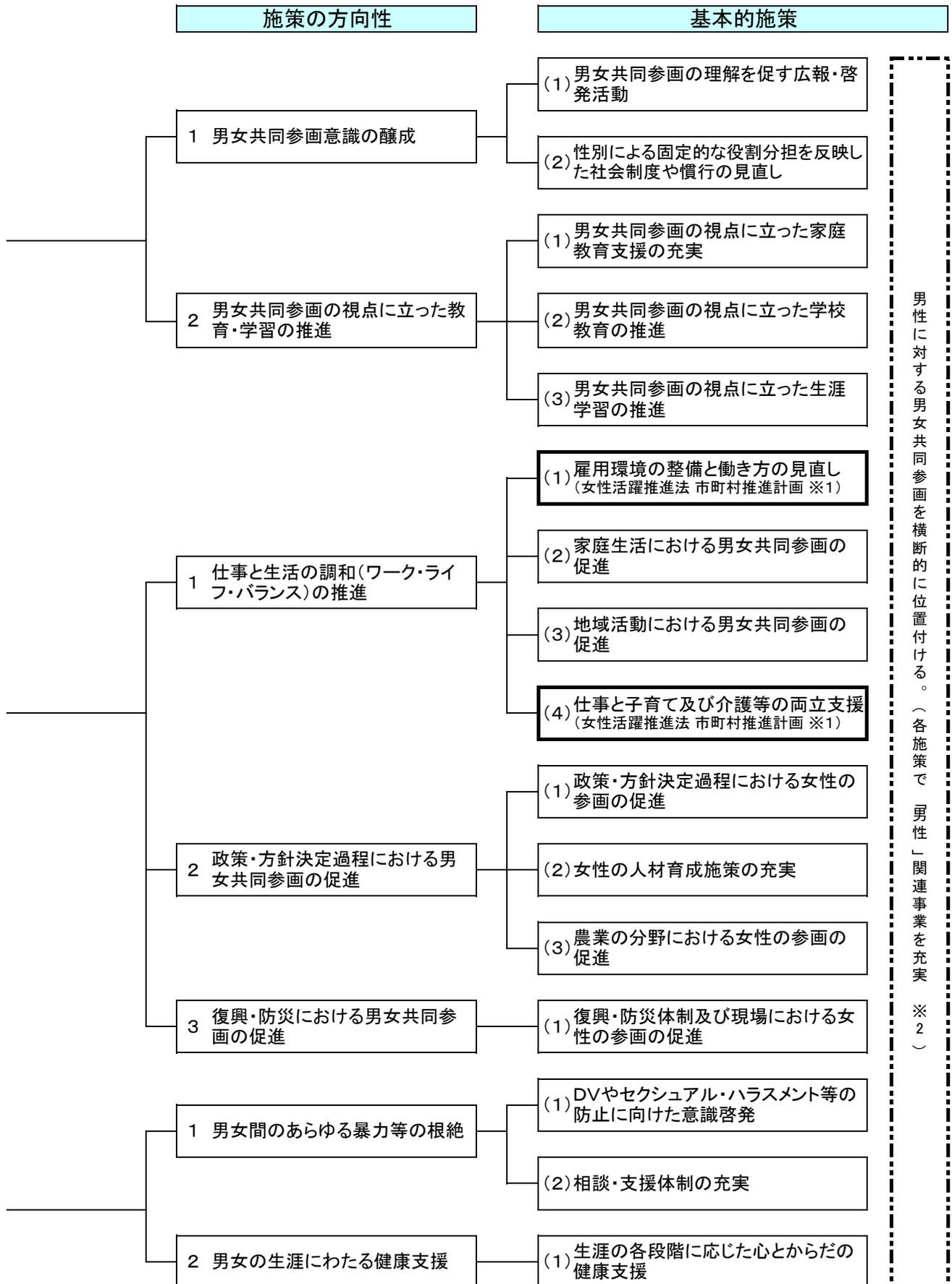
男女共同参画ふくしまプランの体系

基本理念： 男女共同参画社会の実現のために、市民一人ひとりが個人として尊重され性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の能力を発揮し、自立的生活を営み男女がともに支え合う社会づくりを進めます。



※1 この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の「市町村推進計画」と位置付けています。

※2 「男性」関連事業は、この計画の中で「男性重点」と表示しています。



男女共同参画ふくしまプラン

第3章

目標と施策

基本目標 Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する意識調査※（平成26年福島市）（以下、「意識調査」と略）の結果によると、家庭、職場のいずれにおいても、前回調査（平成21年実施）（以下、「前回調査」と略）に比べ、男女の平等が進んでいると感じている人が増えています。

しかし、社会全体で「男性優遇」と答えた人の割合は、前回調査と比べてわずかに増えており、男女の不平等を感じている人の割合が依然として高い状況にあります。

また「男は仕事をし、女は家庭を守るべき」と答えた人の割合は、前回調査と比べて減少しましたが、依然として男女全体で3割の方が回答しており、男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

これらのことが、女性の就業継続や経済的自立を困難にする一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

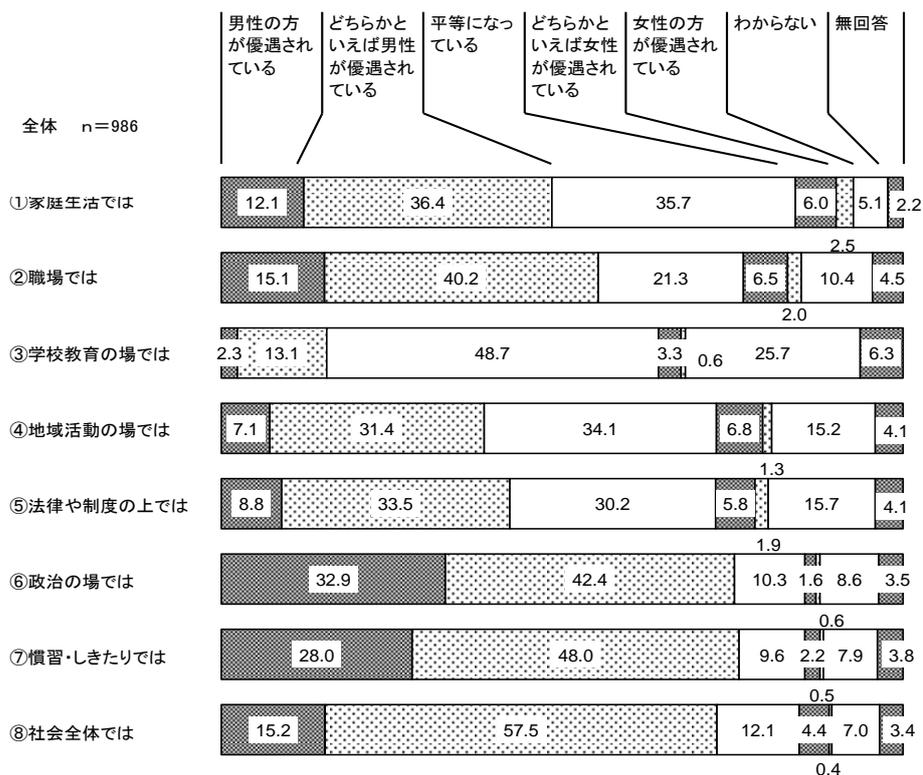
固定化された生き方が社会的に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会になってしまうことが懸念されることから、行政での取組、学校・地域・家庭における教育や各種メディアにおける情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点を持って、男女共同参画の意識の醸成と実践の拡大を図ります。

※男女共同参画に関する意識調査（平成26年福島市）

- ①調査対象 福島市在住の20歳以上の男女
- ②調査対象者数 2,600人
- ③抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ④調査期間 平成26年7月9日～7月31日
- ⑤有効回収数 986人
- ⑥回答者の構成（主なもの）
 - ・性別 「男性」39.5%、「女性」57.5%、「どちらにもあてはまらない」0.2%、「無回答」2.8%
 - ・職業 「勤め人（常勤）」38.9%が最も多く、以下、「年金生活者」15.6%、「勤め人（臨時・パートなど）」15.2%と続く
 - ・婚姻、共働きの状況 「既婚者」が69.9%、既婚者のうち「共働き」の人は、50.9%

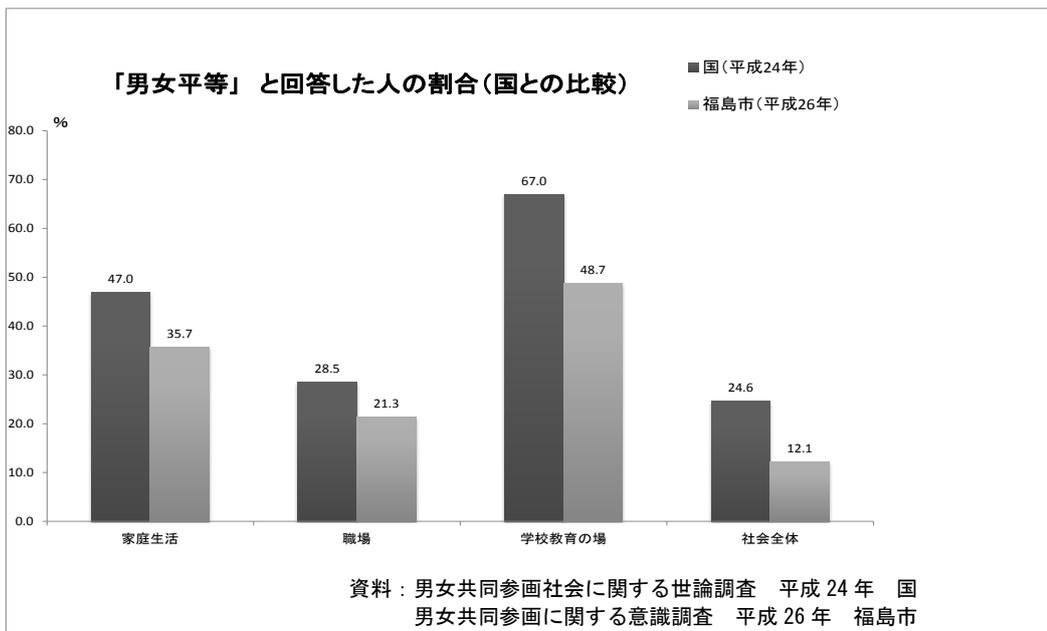
第3章 目標と施策 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

●男女の地位の平等に関する意識



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

「社会全体」では、男性優遇（72.7%）が、平等（12.1%）、女性優遇（4.8%）を大きく上回る。男性優遇の割合は、前回の市民意識調査（平成21年実施）の（70.9%）よりわずかに増えており、男女の不平等を感じている人の割合が依然として高い状況にある。



資料：男女共同参画社会に関する世論調査 平成24年 国
男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

国の平成24年「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果と比較するとすべての場面において「平等」と感じている市民の割合は、全国の数値より低い値になっている。

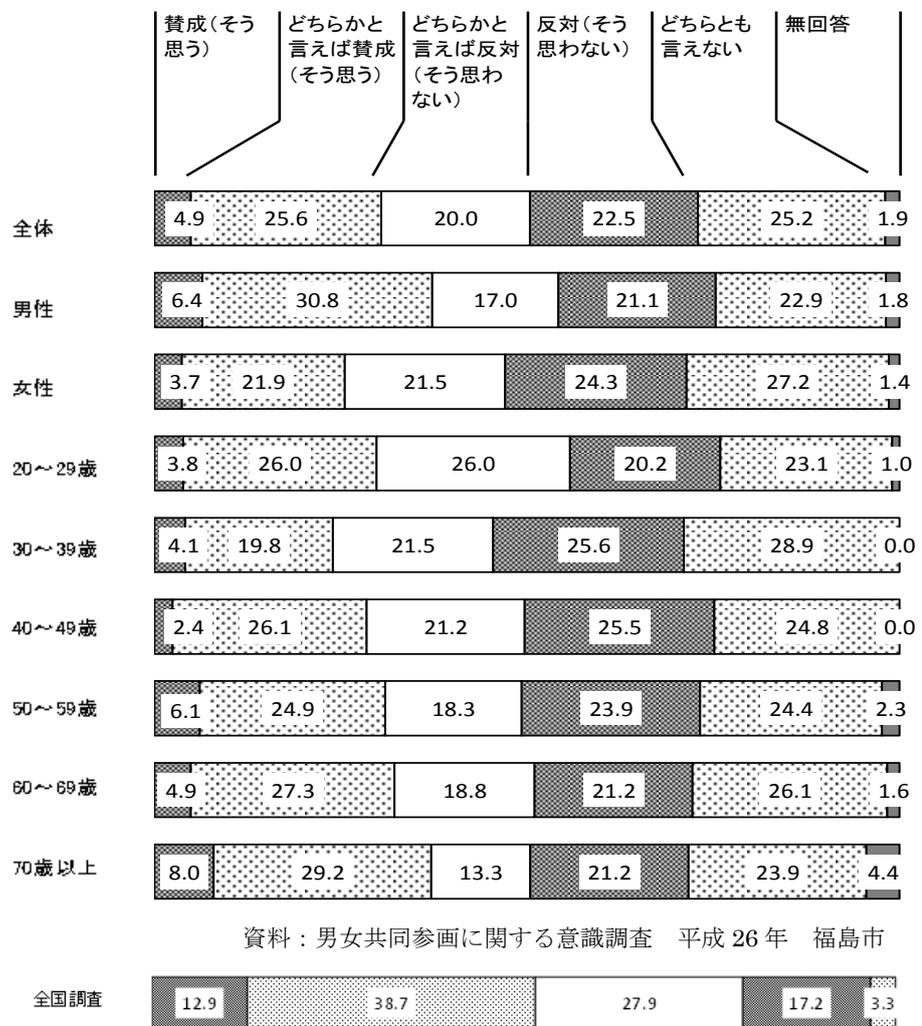
- 国の平成24年「男女共同参画社会に関する世論調査」の調査対象者
調査対象者数 5,000人、有効回収数 3,033人、性別「男性」47.2%、「女性」52.8%

■施策の方向性1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の実現を阻む要因として、根強い男女の固定的な役割分担意識の存在が指摘されています。伝統や習慣として固定的な性別役割分担意識が温存されている地域社会の問題を把握し、男女がともにその能力を発揮できるように、改善のための見直しを進めます。

男女がともにお互いの人権を尊重し、心豊かな生きがいのある男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進する必要があります。

●性別による役割分担等に関する意識「男は仕事をし、女は家庭を守るべき」



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

男性の場合、「賛成派」(37.2%)と「反対派」(38.1%)に二分しており、女性は、「反対派」(45.8%)が「賛成派」(25.6%)を20ポイント以上大きく上回る。

第3章 目標と施策
基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（1） 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

女性の権利に関連の深い国内の法令や関連制度について、誰もが理解しやすい形での周知に努めるとともに、その権利の侵害を受けた場合の対応について、正確な知識が得られるよう「法識字*（リーガル・リテラシー）」を高める支援を行います。

活字や映像をはじめとするメディアによってもたらされる情報による影響は、スマートフォンやタブレット端末などの普及により、今後さらに拡大するものと予想されます。女性の性的側面の強調や女性に対する暴力など、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いについて防止していかなければなりません。

また、公的機関の広報などにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを伝える取組を進めるとともに、メディアからの情報については、無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力を高めるための支援を進めます。

※法識字（リーガル・リテラシー）

法律についての正しい知識を得て、これを使いこなす能力のことをいう。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての周知徹底	ア 法令等の周知	○女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努める。	男女共同参画センター
②差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	ア 相談窓口等の情報提供	○権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努める。	男女共同参画センター
③メディア・リテラシー*の向上のための支援活動の推進	ア 啓発事業	○講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努める。 ○メディア・リテラシーについて周知する。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
④ガイドラインの周知	ア 啓発事業	○男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知する。 ○市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するため、関係機関と連携し啓発を行う。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
⑤地域の環境浄化	ア 啓発事業	○学校、家庭、地域社会が有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域環境を浄化するための啓発活動を推進する。	こども政策課
	イ 青少年健全育成推進会議	○各地区の活動により、青少年の健全育成を推進する。	こども政策課

※メディア・リテラシー

メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のことをいう。また、メディアを使って表現する能力も指す。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（２） 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

意識調査では、性別による固定的な役割分担に肯定的な人の割合は、前回調査に比べ減少しましたが、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

特に、長い間培われてきた社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが数多く残されており、こうしたものは多くの場合、人々の意識に深く根ざしています。

女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に参画していくことができる条件整備や、一人ひとりの意識改革を進めます。

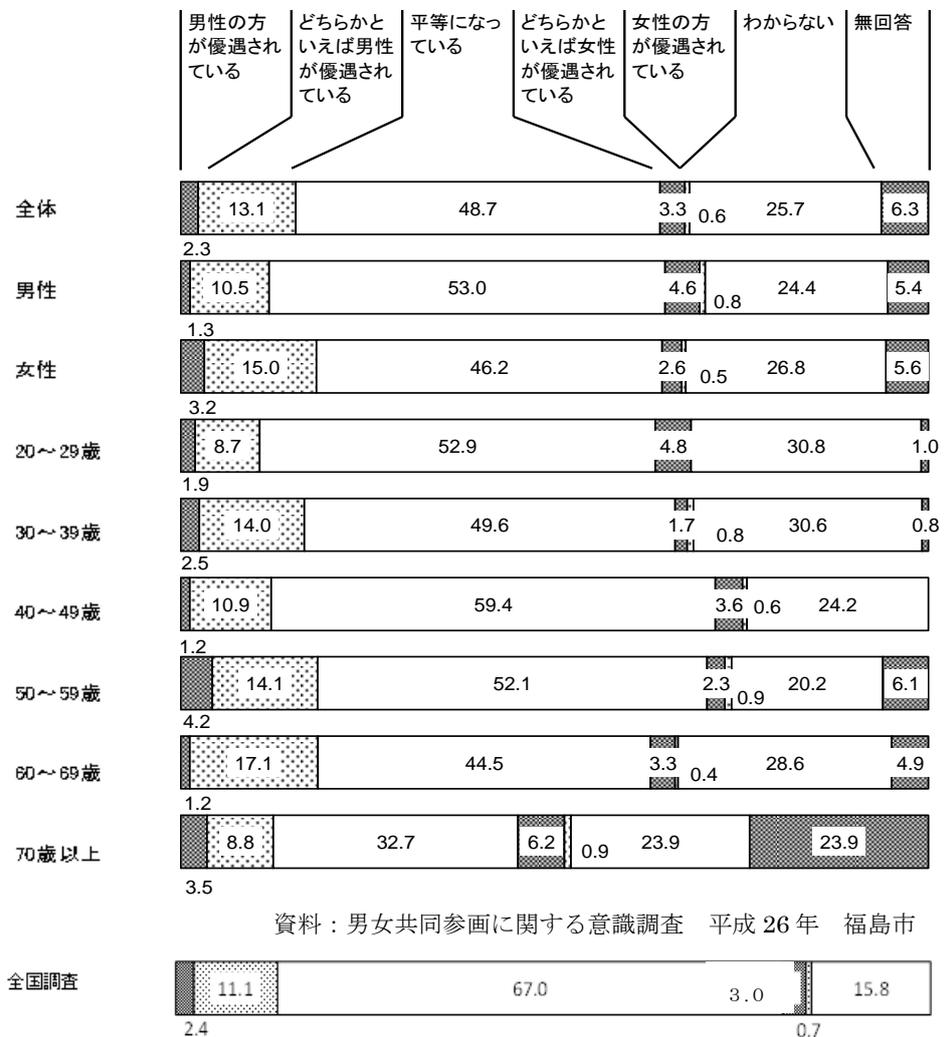
施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発	ア 啓発事業	○職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。	男女共同参画センター
	イ 情報の収集と提供	○男女共同参画に関する認識を深めるための情報を収集し、提供する。	男女共同参画センター
		○女性のおかれた状況を客観的に把握できるように統計情報を収集し、提供する。	男女共同参画センター
ウ 市政情報提供の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	広報課	

■施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

意識調査では、学校教育の場での男女の平等観について、「平等」と答えた人の割合は、前回調査とほぼ同じで5割近くになります。

男女がともにお互いの人権を尊重し、心豊かでいきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、家庭・学校・地域においてすべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進することが必要です。

●学校教育の場における男女平等意識について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

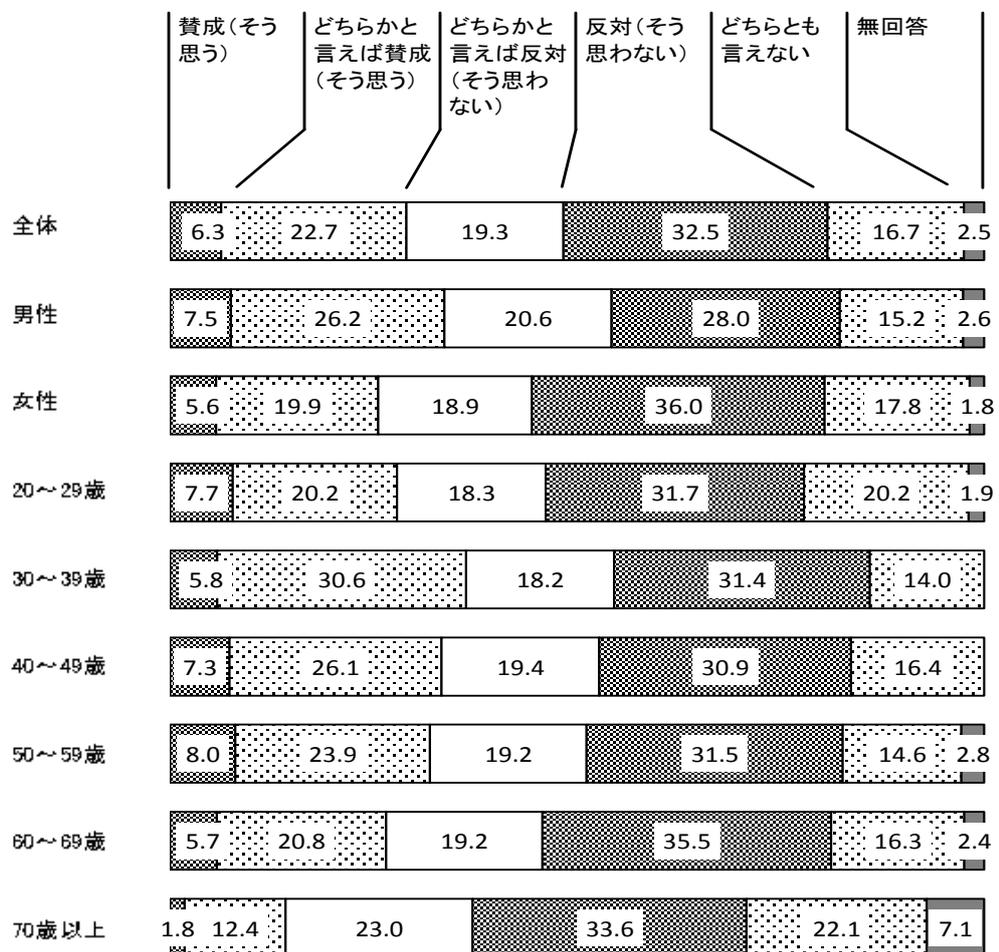
「平等になっている」は、男性が53.0%で過半数を占め女性を6.8ポイント上回る。反対に「男性優遇」は、女性が6.4ポイント高い。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（１） 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

家庭は、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う生活の場です。男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し合える人間形成を図るため、家庭において、家族がお互いの人権を尊重しあい、性差にとらわれない視点での家庭づくりを推進するとともに、子どもの性別にとらわれず個性を伸ばしていくことができる学習機会の充実を図ります。

●子どもの教育やしつけ、接し方を男の子と女の子で区別する。



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「子どもの教育やしつけ、接し方を男の子と女の子で区別する」という考えについては、「反対派」(51.8%)が過半数を占め、「賛成派」(29.0%)を22.8ポイントと大きく上回る。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①意識改革をめざす啓発活動の推進	ア 情報紙の発行	○男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。	男女共同参画センター
	イ 情報の収集と提供	○男女共同参画に関する情報を収集し、多様な情報を提供する。	男女共同参画センター
	ウ 講演会、講座等の開催	○男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会等を開催し、広く市民の関心と理解を高める。	男女共同参画センター
	エ メッセージ作品募集事業	○男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品の募集・表彰を行う。	男女共同参画センター
②多様な学習機会の提供	ア 活動の場の提供	○男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援する。	男女共同参画センター
	イ 家庭教育学級・講座の開催	○男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう学習内容の充実や、開催日時等を工夫し、働く女性や男性を含めた参加者の拡大を図る。 ・家庭教育学級、講座の充実 ・青年男女を対象にした「明日の親」のための学級の充実と拡充	生涯学習課
	ウ 語り合いネットワーク推進事業	○学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対し情報を提供するとともに、講師を派遣し支援する。	生涯学習課
	エ ヤングカレッジ・少年教室の開催	○青少年を対象にした学級等において、男女平等観に立脚した内容を取り入れる。 ・ヤングカレッジ ・少年教室	生涯学習課
③相談体制の充実	ア 男女共同参画に関する相談事業	○男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談の場の提供を行う。	男女共同参画センター
	イ すこやかテレホン相談事業	○青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行う。	こども政策課
	ウ 家庭教育相談事業の充実	○幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。	生涯学習課

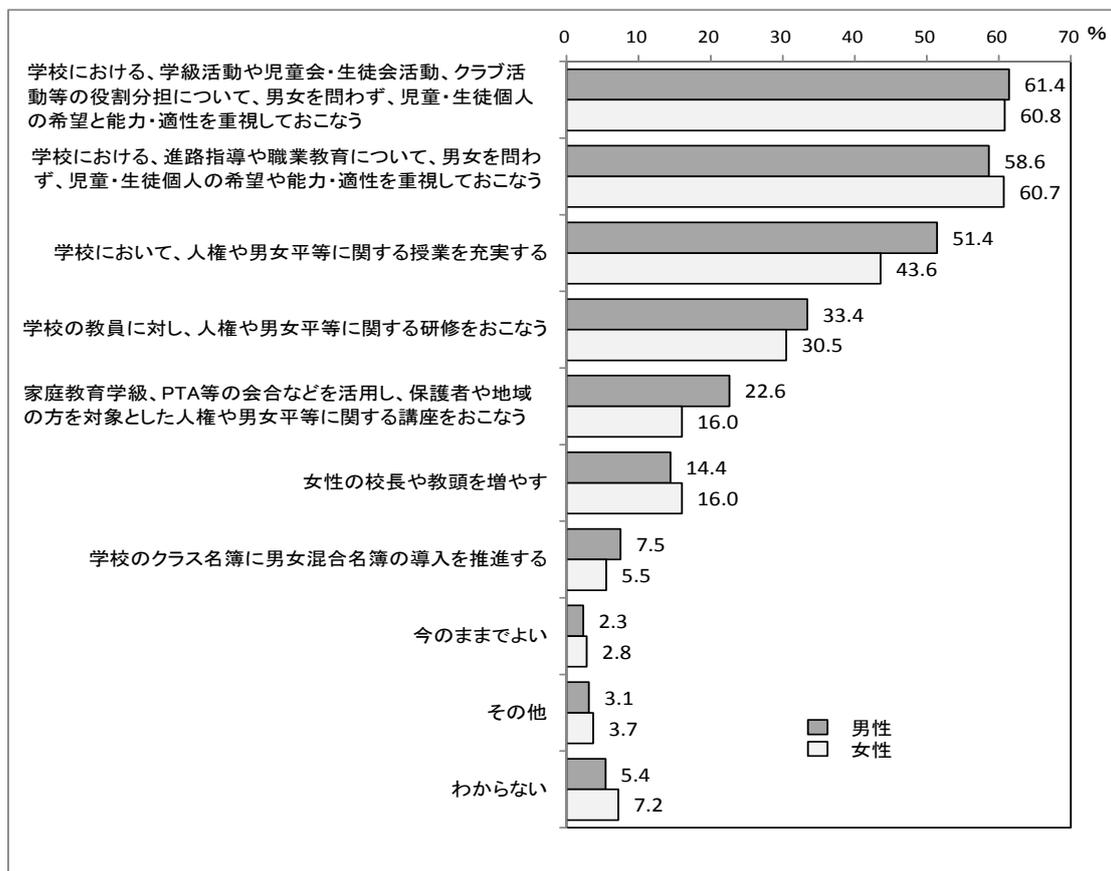
第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（2） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

人格形成の基礎となる幼児教育や学校教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼすと考えられます。将来の社会を担う子どもたちが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばし、教育活動のあらゆる場面で男女共同参画の意識を育てる学校教育を推進します。

また、進路指導にあたっては、性別にかかわらず、個人の生き方、能力、個性を重視するとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、子どもが自ら多様な選択を可能にする指導を進めます。

●子どもへの教育について必要なこと



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

順位は、男性と女性で変わらず、また、上位の「学校における、学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、児童・生徒個人の希望と能力・適性を重視しておこなう」と「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、児童・生徒個人の希望や能力・適性を重視しておこなう」は男女間の差はほとんどない。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

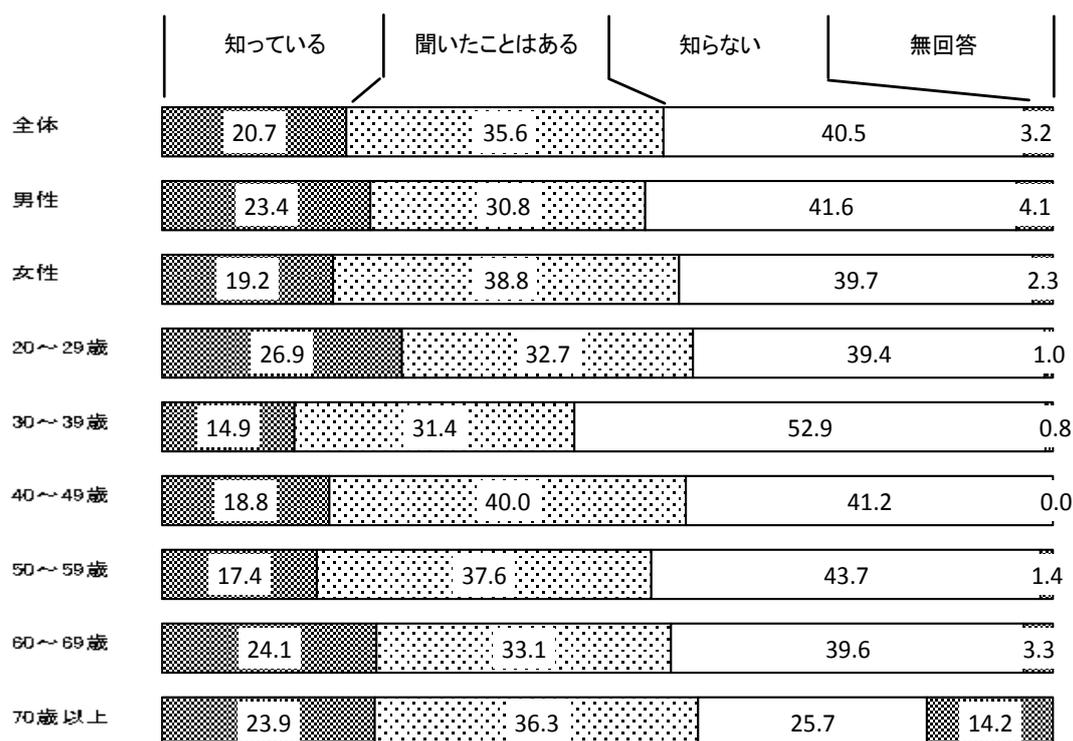
施策	事業名	事業の内容	所管課
①男女平等の意識に立つ学習指導の充実	ア 教科指導の充実	○教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努める。	学校教育課
	イ 道徳教育の充実	○男女の信頼、協力、人権尊重を大切に道徳教育の実践に努める。	学校教育課
	ウ 特別活動の充実	○男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努める。	学校教育課
	エ 総合的な学習の時間の充実	○男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努める。	学校教育課
②教科、領域等における人権教育の充実	ア 教科における人権教育の充実	○保健体育科、技術・家庭科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等、人権尊重、男女平等の精神を養う。	学校教育課 保健体育課
	イ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	○道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人権尊重、男女平等の精神を養う。	学校教育課
③性別にとらわれない進路指導や生徒指導の充実	ア キャリア教育の充実	○学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図る。 ○小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努める。	学校教育課 学校教育課
	イ 教育相談の充実	○性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図る。	学校教育課
④学校生活全般における男女共同の具体的な推進	ア 男女共同意識に立つ学校生活の充実	○男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図る。	学校教育課
	イ ボランティア教育の推進	○男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実を努める。	学校教育課
	ウ 家庭への啓発	○男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努める。	学校教育課
⑤教職員等研修における男女共同の推進	ア 子育て支援職員等の研修	○職員研修により男女平等意識の高揚に努めるとともに、子育て支援に関わる職員の資質向上を図る。	こども政策課 こども育成課
	イ 校内研修の充実	○校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努める。	学校教育課
	ウ 校内組織の充実	○男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図る。	学校教育課

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（3） 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女の固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。地域社会における学習は、人々に男女平等意識を定着させ、女性が自らの意思によってあらゆる分野に、主体的に参画していくための力をつけるとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画していく上で、重要な役割を持つものです。そのため、生涯を通じ身近な地域社会において男女共同参画について学習ができるようその機会を充実します。

● 「男女共同参画」について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「知っている+聞いたことはある」は、女性（58.0%）が男性（54.2%）を3.8ポイント上回っている。年齢別では、「知っている+聞いたことはある」は、30代（46.3%）を除く各年代では6割前後と高い。「知らない」は、30代（52.9%）が最も多い。

第3章 目標と施策
基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①各種研修会における男女共同参画教育の推進	ア 男女共同参画講座、女性講座等の開催	○働く女性や男性のため、開催日時等の工夫を行うなど、学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共生講座等 ・女性学級、女性講座等の充実 ・女性大学講座 	男女共同参画センター 生涯学習課
②男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供	ア 男女共同参画出前講座の開催 男性重点	○関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。	男女共同参画センター
	イ 成人対象の学級、講座等の開催 男性重点	○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民学校等 ・高齢者学級 	生涯学習課
	ウ 家庭教育学級、講座等の開催 男性重点	○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。	生涯学習課
③職場内研修への支援	ア 男女共同参画出前講座の開催	○男女共同参画について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し周知を図り、企業が行う研修会へ講師等を派遣する。	男女共同参画センター
	イ 啓発資料の作成	○男女共同参画を推進するための資料を作成し配布する。	男女共同参画センター
④社会教育指導者の男女共同参画研修	ア 各種リーダー研修会	○女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性学級リーダー研修会 ・女性学級交歓懇談会 ・生涯学習関係担当職員研修 	生涯学習課

基本目標 Ⅱ

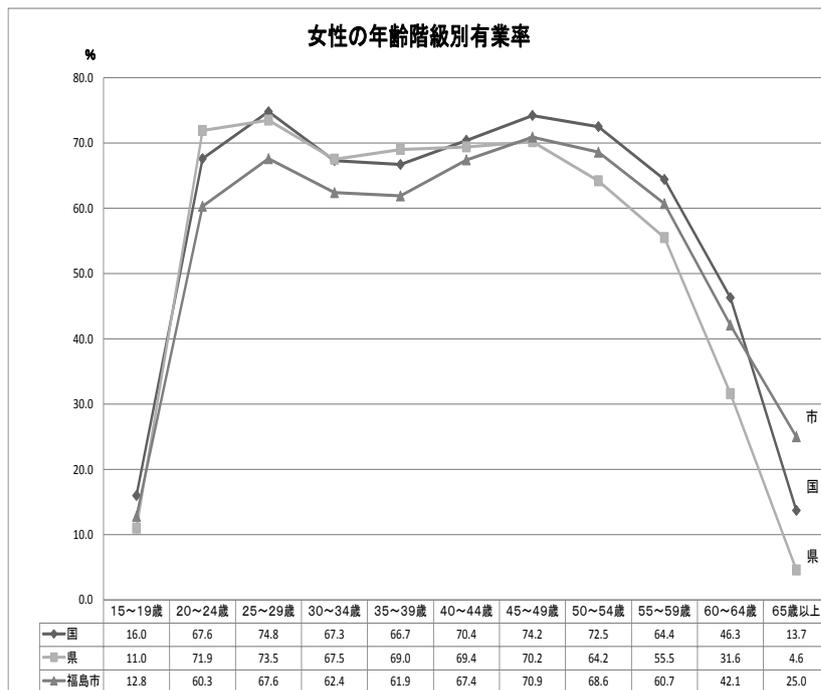
男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

少子高齢社会を迎え、男女が年齢や性別にかかわらず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

事業所の多くが、育児休業・介護休業制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合には大きな隔たりがあります。また、女性が出産・育児期に仕事を離れ、その後、再就職をするという傾向は、年齢別に見た女性の労働力が30歳代を谷とするいわゆる「M字型カーブ※1」となっていることから明らかです。一方で、男性は長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイル（男性中心型労働慣行※2）となり、家事や育児に参加しづらいことが指摘されています。

また、非正規雇用者には女性が多く、その地位が経済社会の様々な局面で不安定な状態となることがあり、女性はその意欲と能力を生かして働き続けることを困難にしています。

このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する取組を進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していきます。



資料 市：「平成 22 年国勢調査」

県：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

国：総務省「平成 25 年労働力調査」

※1 M字型カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後には再就職する人が多いことを反映している。

※2 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

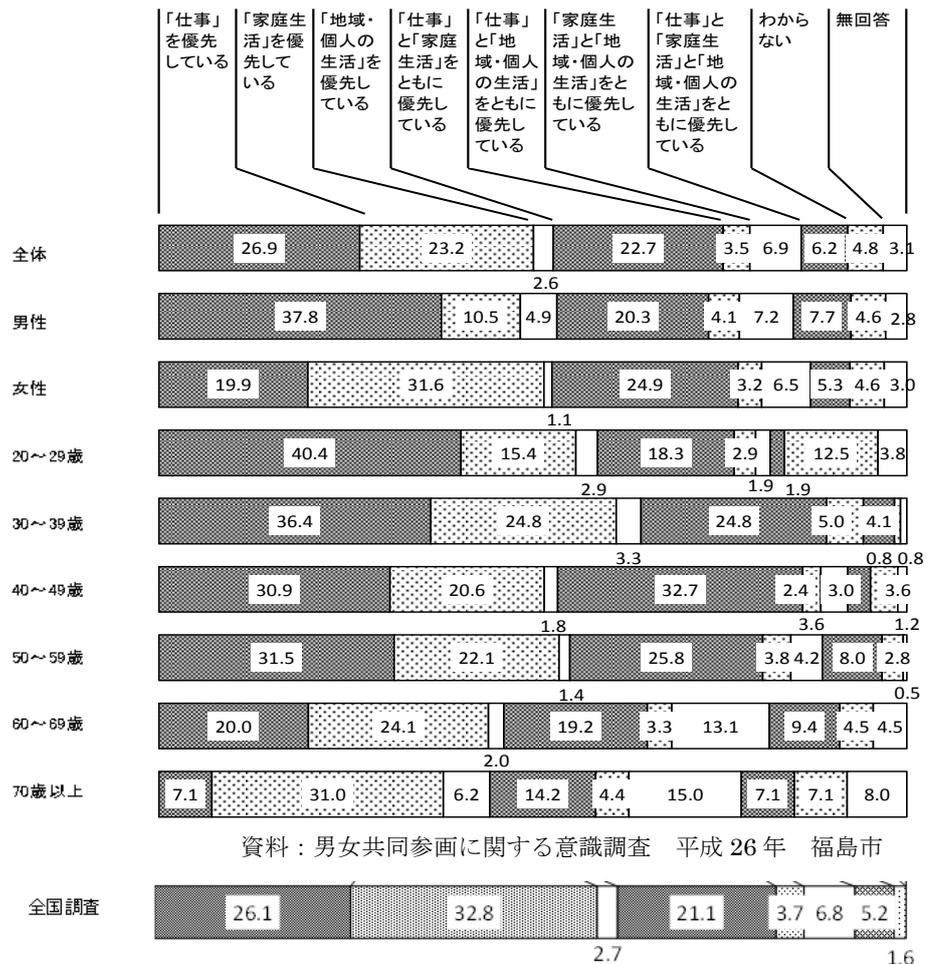
■施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

意識調査では、「仕事と家庭生活を両立したい」と5割の男女が希望しながら、現実では、男性は「仕事を優先」37.8%、女性は「家庭生活を優先」31.6%が最も多くなっています。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭生活を両立できない状況にあります。

男女がともに家庭生活と職業生活を両立し、地域に参画していくために、男性の職場中心の意識、ライフスタイルを見直し、女性に依存しがちな育児・介護の改善を図り、心豊かな生活ができるように支援します。

地域の活気と一人ひとりの豊かさが実感できる社会づくりのために、男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取組を行います。

●仕事と生活について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

「仕事を優先している」は、男性（37.8%）が女性（19.9%）を17.9ポイント上回り、「家庭生活を優先している」は、女性（31.6%）が男性（10.5%）を21.1ポイント上回っている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（1） 雇用環境の整備と働き方の見直し

市町村推進計画 (女性活躍推進法)

これまで男女雇用機会均等法、労働基準法及び育児・介護休業法が整備され、女性の働く環境は改善されてきていますが、男女の賃金格差や昇進、昇格の不平等など男女間格差が解消されてはおりません。

雇用の場における男女共同参画の実現のためには、多様かつ平等な就業制度、雇用制度の普及や拡充が必要です。また、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、女性が性別により区別されることなくその能力を十分発揮することや、男性が育児・介護等へ参画するための休業を取得しやすい職場づくりを進め、仕事中心の生活スタイルから、家庭生活や地域活動に参画することができる環境整備に努めます。

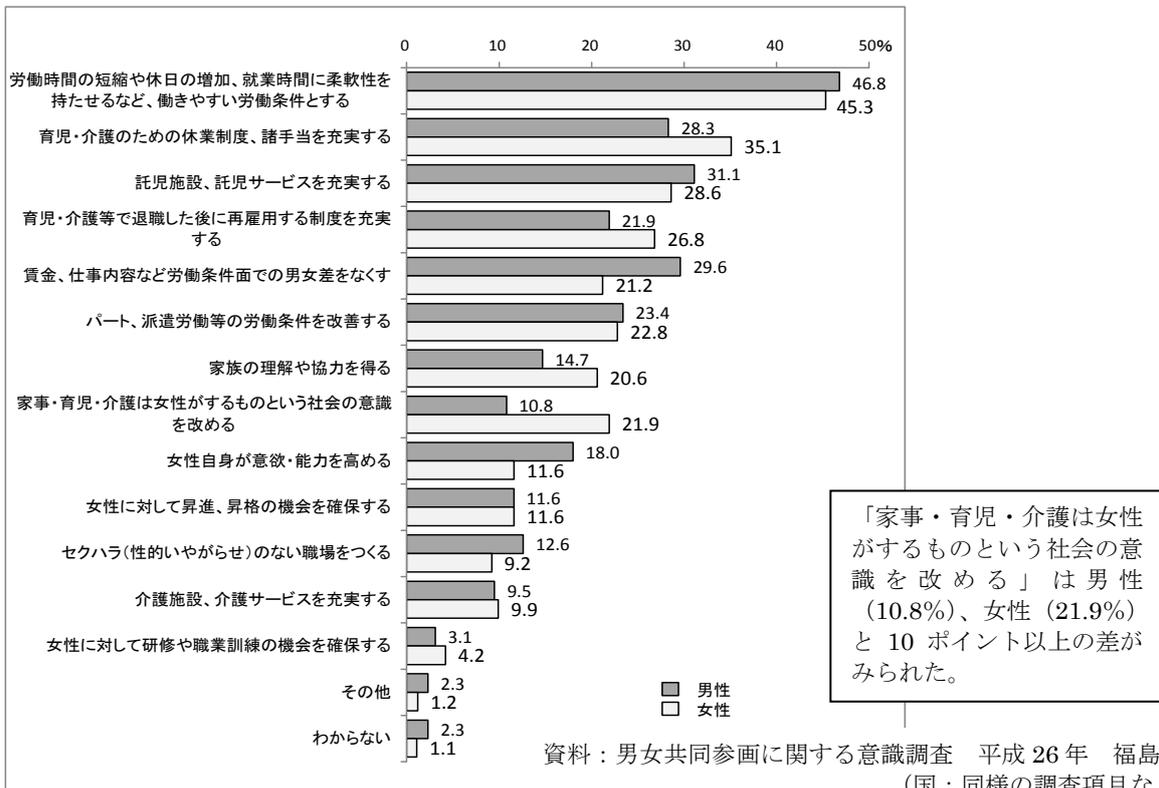
労働者の価値観やライフスタイルが変化する中で、働き方に対する考えも多様化してきています。パートタイム労働や派遣労働など多様な働き方を選択できる環境の整備と就業条件の整備を図ります。

労働者側だけでは、労働環境を改善することが困難であるため、事業主や企業のトップを対象に講演会等を開催し、意識の改革に努めるとともに、雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善への取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスを進めるため、事業者と就労者の主体的な取組を促進します。

また、起業を目指す女性に対して、情報提供などの支援を進めます。

なお、本基本的施策は、女性活躍推進法に規定する市町村推進計画として位置付けるものです。

●女性が働き続けるために必要なこと



第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①男女雇用機会均等法等についての啓発	ア 事業主に対する情報提供 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性重点</div> イ 事業所実態調査	○使用者団体、関係機関等と連携し、男女雇用機会均等法等についての情報を提供する。 ・募集、採用時における男女の雇用機会均等 ・配置、昇進昇格等における男女平等 ・「セクシュアル・ハラスメント」の防止 ・女性、男性の育児休業制度普及 ○市内民間企業に対し男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行う。	男女共同参画センター 商業労政課 商業労政課
②職場での性別役割分担意識と慣行の見直し	ア 男女共同参画トップセミナーの開催 イ 職場における男女平等推進啓発事業 ウ 女性の働きやすい職場環境を整備している企業に対し認証する。	○雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため事業主等を対象に講演会を開催する。 ○女性の雇用管理の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する啓発を行う。 ○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすくより活躍できる職場環境づくりを進める。企業認証式と併せて講演会を開催する。	男女共同参画センター 商業労政課 商業労政課
③再雇用、中途雇用の普及促進	ア 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	○求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図る。	商業労政課
④女性起業者の支援	ア 起業に関する情報提供 イ 女性起業者に対する支援	○関係機関等と連携し、情報提供を行う。 ○創業融資を受けた際の利子2年間全額補助を行う。	産業創出推進室 商業労政課
⑤パートタイム、派遣・家内労働者の就業条件の整備	ア 事業主等に対する啓発活動の推進	○労働条件等実態調査を活用し就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携し関係法令などの啓発活動を行う。	商業労政課
⑥相談体制の充実	ア 職業相談事業の充実	○福島市就職支援相談窓口を設置し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図る。	商業労政課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（２） 家庭生活における男女共同参画の促進

意識調査では、家事等の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合が高く、食事の用意69.7%、掃除56.7%、洗濯64.7%などとなっており、家事の大半は妻が担っている状況がうかがわれます。

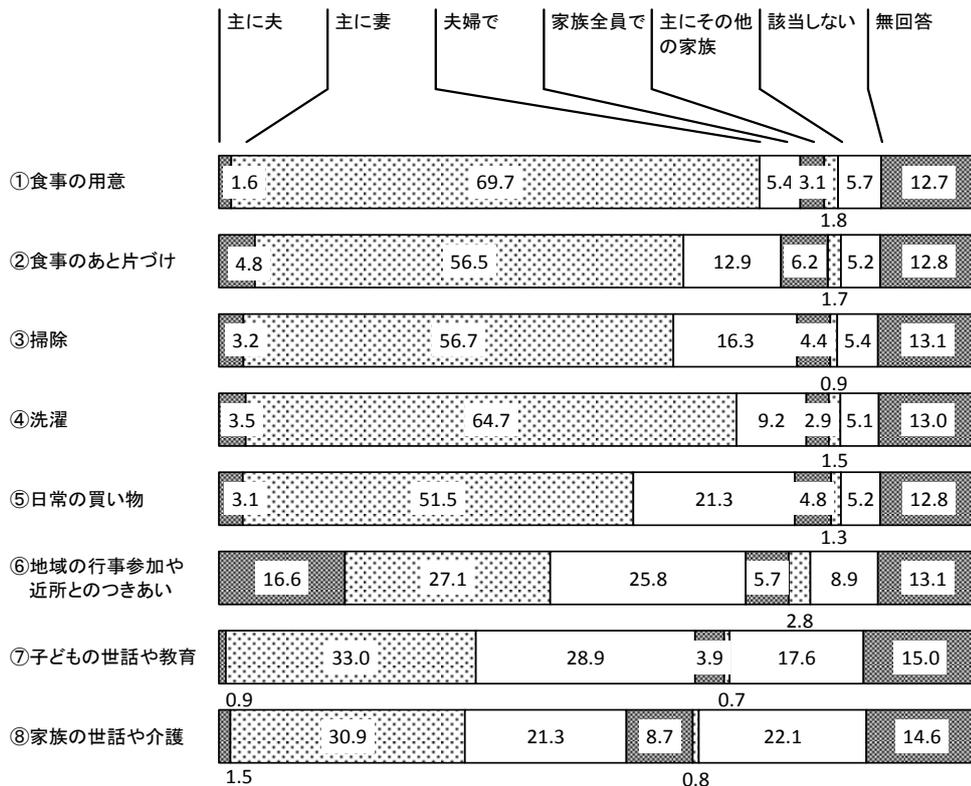
家庭においては、その構成員すべてがお互いの人格を尊重し、対等な関係で協力し合い、男女がともに家族的責任^{*}を担うことができるような環境を整備することが必要です。

また、ひとり親家庭など多様化した家族形態に対応した社会的支援の充実を図ります。

※家族的責任

ILO 156号条約（家族的責任条約）に規定。家族的責任を男女がともに担うことを基本的な考え方としている。家族的責任は扶養する子どもへの責任だけでなく、介護または援助が必要な近親の家族への責任も含む。

●家事の主な分担状況



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

家事の大半は妻が担っているという状況が伺える。これに対して、「地域の行事参加や近所とのつきあい」や「家族の世話や介護」、「子どもの世話や教育」では、「主に妻」の割合が3割程度であり、「夫婦で」や「主にその他の家族」の分担があり、妻への負担が軽減している状況が伺える。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①多様な家族形態に対応した家庭生活への支援	ア ひとり親家庭 援護事業	<p>○ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行う。</p> <p>○ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給を行う。</p> <p>○ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付の申請受付を行う。</p> <p>○ひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。</p> <p>○ひとり親家庭に対し、相談事業を実施する。</p> <p>○母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所を実施する。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども政策課</p>
②求職活動支援 相談の充実	ア 就労支援窓口 を生活福祉課 に常設	○児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが共同で就労支援を行う。	生活福祉課
③性別役割分担意識の改革支援	ア 広報・啓発事業	○男女の固定的な役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布する。	男女共同参画センター
④男性の家庭生活への参画支援	<p>ア 家庭教育学級、講座等の開催 男性重点</p> <p>イ 成人対象の学級、講座等の開催 男性重点</p> <p>ウ 子育て応援広場の開催 男性重点</p>	<p>○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。</p> <p>○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。 ・市民学校等 ・高齢者学級、講座等</p> <p>○乳幼児と保護者を対象にした遊びの機会を提供することにより、父親の育児参加へつなげる。</p>	<p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p> <p>こども政策課</p>

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

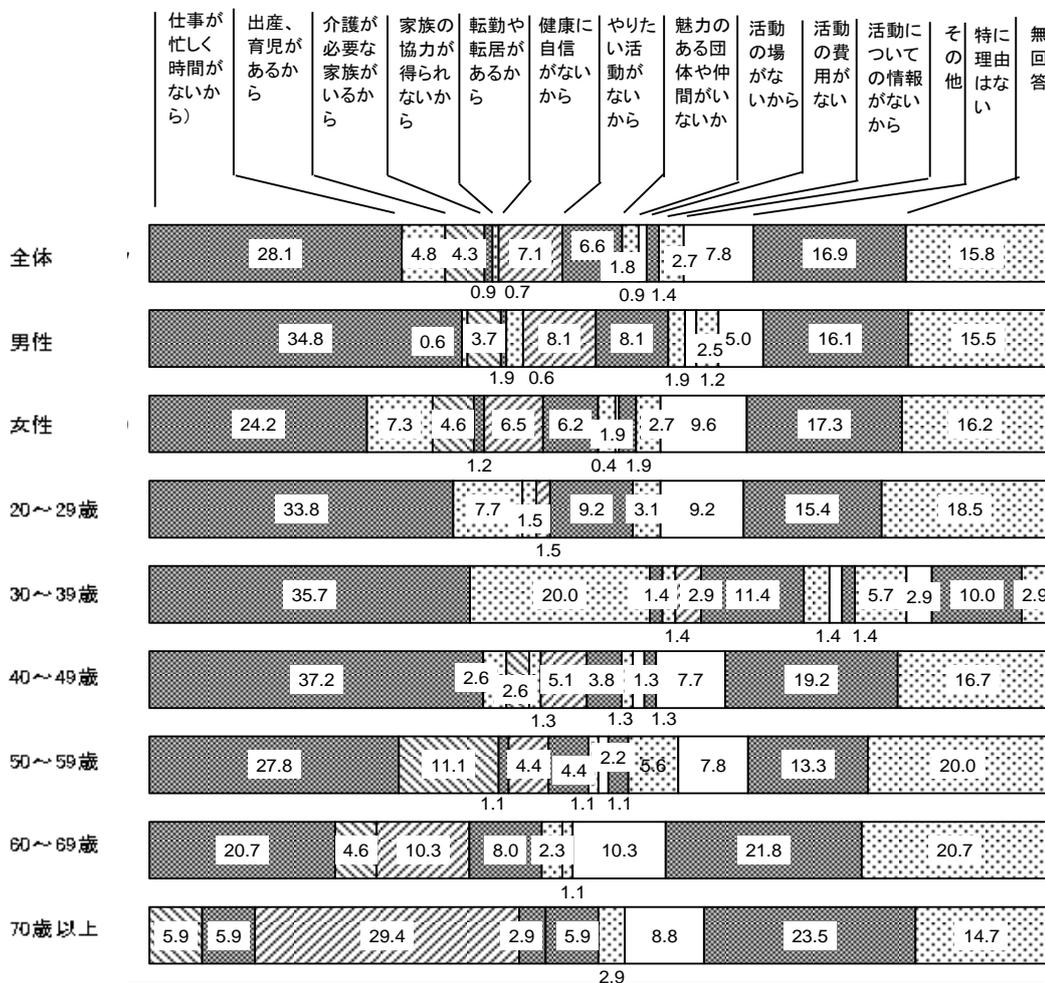
基本的施策（3） 地域活動における男女共同参画の促進

地域社会は、大切な生活の場であり、豊かな活力ある地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動に参画していくことが重要です。

しかし、町内会や自治会の役員活動では男女の格差が大きく、女性が地域組織の役員になりにくい現状にあります。その一方で、男性の職場中心の意識、ライフスタイルが地域活動への男性の参画を阻んでいます。

地域社会をより豊かなものにするために、男女がともに職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、また、地域社会にも主体的に参画できる環境づくりを進めます。

●地域活動に参加しない理由



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「仕事が忙しく時間がないから」は、男女ともに第1位にあり、男性（34.8%）が女性（24.2%）を10.6ポイント上回る。また、「出産、育児があるから」という理由は女性の割合が高い。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①地域づくりに関する方針決定過程への女性の参画促進	ア 男女共同参画出前講座の開催	○関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。	男女共同参画センター
	イ 自治振興協議会の開催	○市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する。	市民協働課
②地域活動への参画促進	ア 市民活動支援事業	○市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施する。	市民協働課
	イ 地域における女性団体への支援	○福島市婦人団体連絡協議会への支援を行う。 ・女性大学講座の共催 ・補助金の交付等	生涯学習課
③地域社会活動やボランティア活動の広報	ア 市政情報提供の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	広報課
	イ ボランティア活動の支援	○ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。	市民協働課 商業労政課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

市町村推進計画

(女性活躍推進法)

基本的施策(4) 仕事と子育て及び介護等の両立支援

女性の職場進出が進む中で、職場での責任と育児など家族的責任の負担の重さなどが、女性の就業継続を困難にしています。

男女の職業生活と家庭生活の両立を図るため、就業を継続し、子育て・介護を可能にする環境の整備に努めます。

子育てについては、次世代育成支援対策推進法により地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにして社会全体で支援するとともに、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、子どもを健やかに生み育てられる環境の整備に努めます。

また、少子・高齢化、核家族化が進展する中で、親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続ける上で、大きな問題となっています。女性も男性も、バランスのとれた仕事と家庭の両立ができるように、相談機能を強化させるとともに介護保険制度の周知・啓発と介護サービスなどの介護環境整備の充実に努めます。

なお、本基本的施策は、女性活躍推進法に規定する市町村推進計画として位置付けるものです。

施策	事業名	事業の内容	所管課
①子育て支援、児童の健全育成の充実	ア 子育て講演会	○子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する啓発を図る。	こども政策課
	イ 保育サービス事業	○幼稚園・保育所・認定こども園などにおける多様な保育サービス需要に適切に対応し、延長保育や一時預かり保育など保育システムの多様化、弾力化、多機能化に努める。 ・延長保育 ・一時預かり保育 ・休日保育 ・乳児保育 ・地域活動事業 ・病児・病後児保育事業(病後児型) ・病児・病後児保育事業(体調不良児対応型) など	こども育成課
	ウ 保育料の軽減	○保育料の保護者負担軽減に努める。	こども育成課
	エ 子育て支援短期利用事業	○保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業(子どものショートステイ)を行う。	こども政策課
	オ 放課後児童健全育成事業	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施する。	こども政策課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①子育て支援、 児童の健全育 成の充実	カ 児童の健全育 成事業	○健全な遊びを通して、体力増強を図りながら、児童 の集団的個別的指導を行う。子供会、各種クラブ等 の地域組織活動の育成助長を行う児童センター事業 を実施する。	こども政策課
	キ 地域子育て支 援体制の整備	○育児の援助について、受けたい者と、行いたい者と を会員として組織するファミリーサポート事業を実 施する。	こども政策課
	ク 預かり保育事 業	○保育ニーズの多様化に伴い、子育てを支援する目的 で幼稚園において預かり保育を実施する。	学校教育課
②教育、保育施 設の整備促進	ア 保育所・認定こ ども園の整備	○福島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育 所等の定員適正化を図るため、保育所・認定こども 園の整備を行う。	こども育成課
③相談体制の充 実	ア 相談体制の充 実	○子育ての孤立や不安の解消を図るため、相談体制の 整備・充実を図る。 ・子育て相談窓口の設置 ・地域子育て支援センターの設置	こども政策課
	イ こども発達相 談	○臨床心理士等による相談を実施し、医療・療育・ 教育等へつなぎ、また、家庭での療育方法につい て支援を図る。	こども政策課
④特定事業主行 動計画の実施	ア 福島市職員の 子育て支援プ ラン 男性重点	○母性保護、育児休業、休暇などの各種制度につい ての周知を図る。	人事課
		○男性職員の育児休業の取得促進を図る。	人事課
⑤介護保険制度 の運営	ア 介護保険制度 の広報・啓発	○介護保険制度の説明会を開催する。 ○介護保険制度の啓発資料・パンフレットを配布す る。	長寿福祉課 長寿福祉課
	イ 介護相談員の 派遣	○介護サービス事業所において利用者への相談を 実施し、介護サービス等の質的向上を図る。	長寿福祉課
⑥相談体制、情 報提供体制の 充実	ア 地域包括支援 センター機能 の充実	○高齢者や家族等(原発事故による広域避難高齢者や 家族を含む)の相談に応じ、保健、医療、福祉サー ビスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支 援センターの相談等機能を充実する。	長寿福祉課
⑦介護施設及び 設備の充実	ア 介護保険施設 の整備促進	○特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備を図る。	長寿福祉課
	イ 要介護高齢者 等住宅改修助 成事業	○高齢者及び障がい児・者が快適で安全な在宅生活 を送ることができるよう住宅改修資金を補助す る。	長寿福祉課

第3章 目標と施策

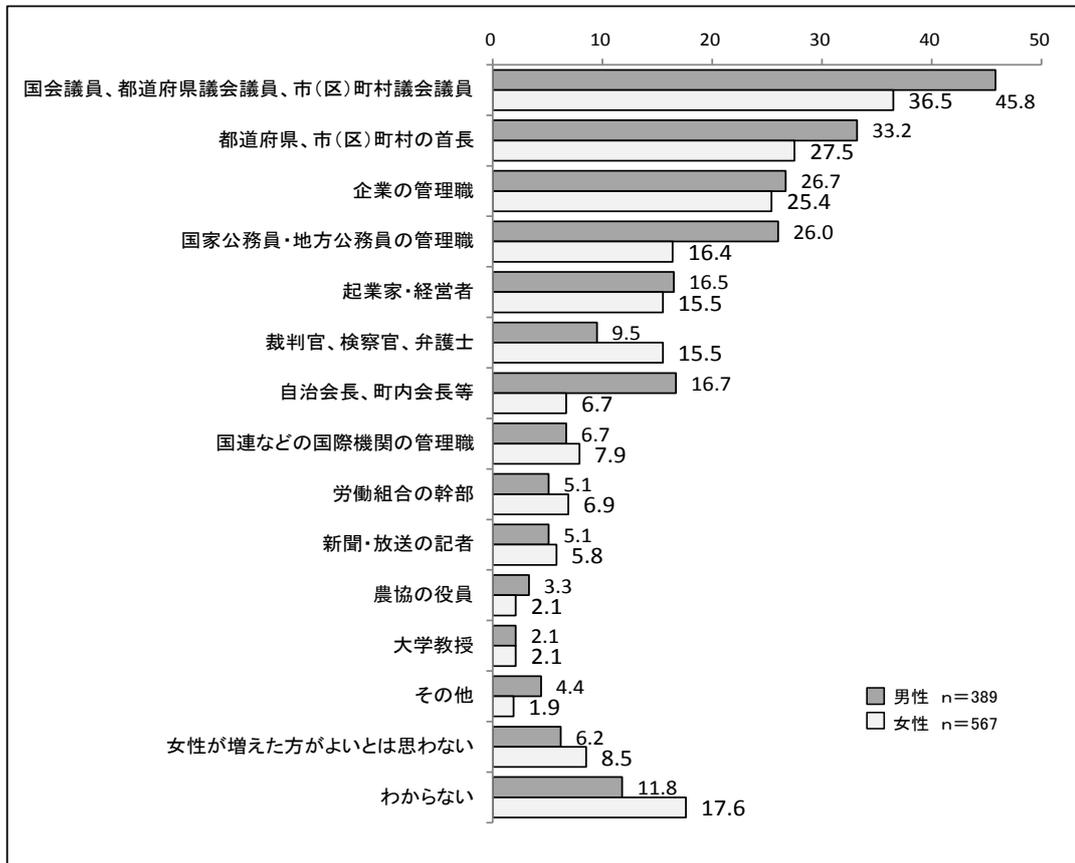
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

■施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について、女性の参画が進まない要因は、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。特に、政治や行政機関などで決定する政策・方針は、そこで生活する男女の双方に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には、男女がバランス良く参画することが望まれます。そのためには、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性人材の育成が重要であり、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれない周囲の意識といった環境整備も進めなければなりません。

また、重要な労働力となっている女性の役割を適切に評価するとともに、男女の平等な関係形成の基盤である経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

●女性がもっと増えた方がよいと思う職業や役職

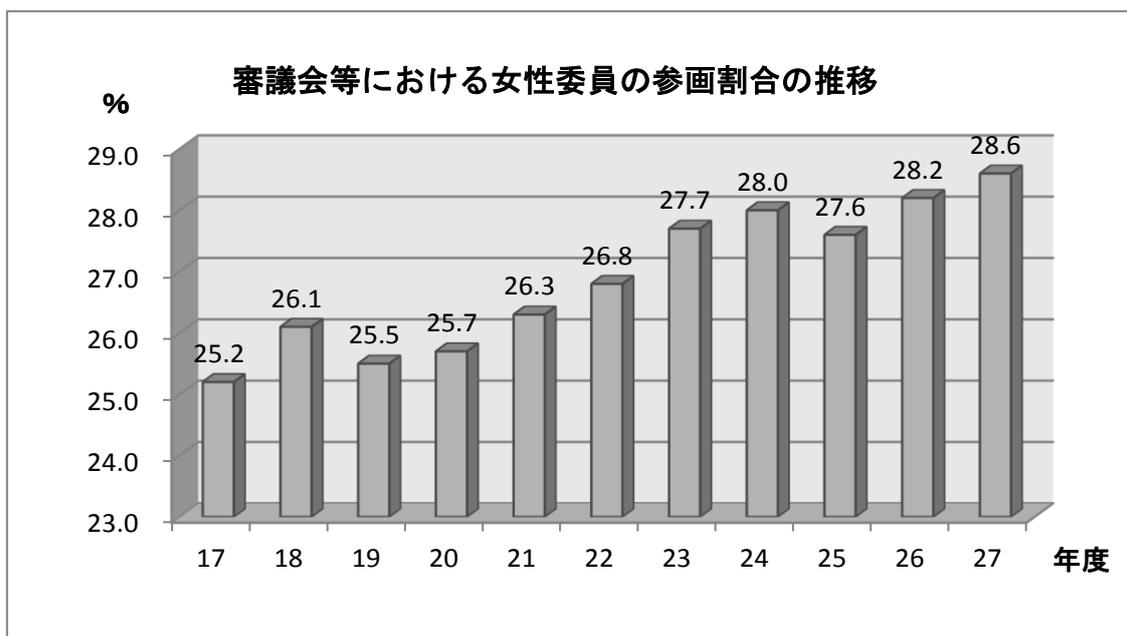


資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

男性の回答割合が女性を大きく上回るのは、「国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員」や「国家公務員・地方公務員の管理職」、「自治会長、町内会長等」で、女性の回答割合が男性より大きいのは、「裁判官、検察官、弁護士」となっている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり



資料出所：福島市男女共同参画センター

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（1） 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

魅力ある豊かな社会を築いていくためには、女性の意見を広く市政に反映していくことが大切であるため、審議会や委員会への女性の参画を積極的に推進する必要があります。

施策の対象の半数は女性が占めており、施策は一人ひとりの市民の生活に大きな影響をあたえます。

市政への積極的な参画を促すために、学習機会の提供や啓発・情報の提供に努め、政治への積極的な参加を促すための意識づくりを進めます。

審議会等への女性委員の参画促進に関する目標値		
指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
女性委員の参画割合	28.6%	40.0%
女性委員が参画していない審議会等の数	5 審議会	0 審議会



参考：「審議会等の委員を委嘱する際、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないよう努める。」（福島市男女共同参画推進条例）
及び本来あるべき姿の数値化

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①条例、要綱等の見直しと女性の参画割合等の設定	ア 審議会等への女性委員の参画促進	○附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の参画方法や制度の見直しを図る。	総務企画課 関係各課
	イ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	○平成32年度までに女性委員の参画割合の目標値を40%とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	男女共同参画センター
	ウ 女性委員が参画していない審議会等への積極的参画促進	○平成32年度までに女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	男女共同参画センター
	エ 公募による参画の促進	○幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるとともに、実践活動者を積極的に参画させる。	男女共同参画センター
②人材リストの整備	ア 人材リストの整備	○各分野において男女共同参画について専門知識を持つ人材を募集し、各種審議会等に人材情報として提供する。	男女共同参画センター
③職制への女性の積極的登用	ア 職制への女性の積極的登用	○女性の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図る。	人事課
④性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	ア 職域の拡大	○募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図る。	人事課
	イ 研修の機会拡大と充実	○男女共同参画社会の構築に資する研修の充実を図る。	人事課
⑤市政を身近なものとするための広報活動の推進	ア 市政情報提供の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	広報課
⑥市政に関する意識の聴取	ア 自治振興協議会の開催	○市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する。	市民協働課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（2） 女性の人材育成施策の充実

本市における各種審議会等への女性委員の参画割合は、28.6%（平成27年4月1日現在）となっています。女性委員のいない審議会等もあり、今後も女性の参画を促進するため、参画方法や制度の見直しなどを進めるとともに、女性自身も力をつけ、自主的に社会のあらゆる分野に参画できるような学習機会を提供します。

女性の社会参加は進んでいますが、政策や方針決定過程への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況にあります。女性の採用、登用、職域の拡大を図るため、各種研修・訓練の機会の充実を図り、能力の開発を計画的に進めます。

施策	事業名	事業の内容	所管課
①人材養成と意識改革のための研修機会の提供	ア 講座等の充実	○市政に参画する女性を養成するため講座等を充実する。 ・男女共同参画人材養成講座	男女共同参画センター
		○女性が話し合いの技術を学ながら政策提言作成のスキルを身に付けるための講座を開催する。 ・ウィメンズ イノベーション カレッジ イン ふくしま	男女共同参画センター
②市政に関する意識の聴取	ア 行政懇談会の開催	○男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画推進団体代表者等との懇談会を開催する。	男女共同参画センター

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（3） 農業の分野における女性の参画の促進

地域づくりにおいて、女性の参画が少なかった分野や重要事項の決定の場に女性が参画し、これまでとは違う役割を担うことで、地域が活性化するよう地域活動への女性のさらなる参画を促進する必要があります。

農業の分野においては、本市の各種審議会等への女性委員の参画割合が、他と比べ低調となっています。

そのため、農業の分野における女性の社会参加及び経営参加を進めることで、女性の社会的・経済的地位の向上を図ることが必要であります。

また、女性の視点を反映した地域づくりを進めるためにも、農業の分野での女性の参画を促進することが重要です。

施策	事業名	事業の内容	所管課
①農業の分野における女性への支援と環境整備	ア 農業、農村における女性団体活動の支援	○各種研修会等の開催に対する支援協力を行う。	農業振興室
	イ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	○女性農業者が行う起業活動等への支援協力を行う。	農業振興室
	ウ 家族経営協定締結の推進	○家族の就業条件等について協定を結ぶことで、女性農業者の役割を明確にし、全員で意欲と能力を存分に発揮し、より良い農業経営を営める環境を整備する。	農業振興室
	エ 農業委員への女性の参画	○女性の視点を生かした農業経営の発展や6次産業化の促進を図るため、女性が農業委員として参画できる環境を整える。	農業委員会

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

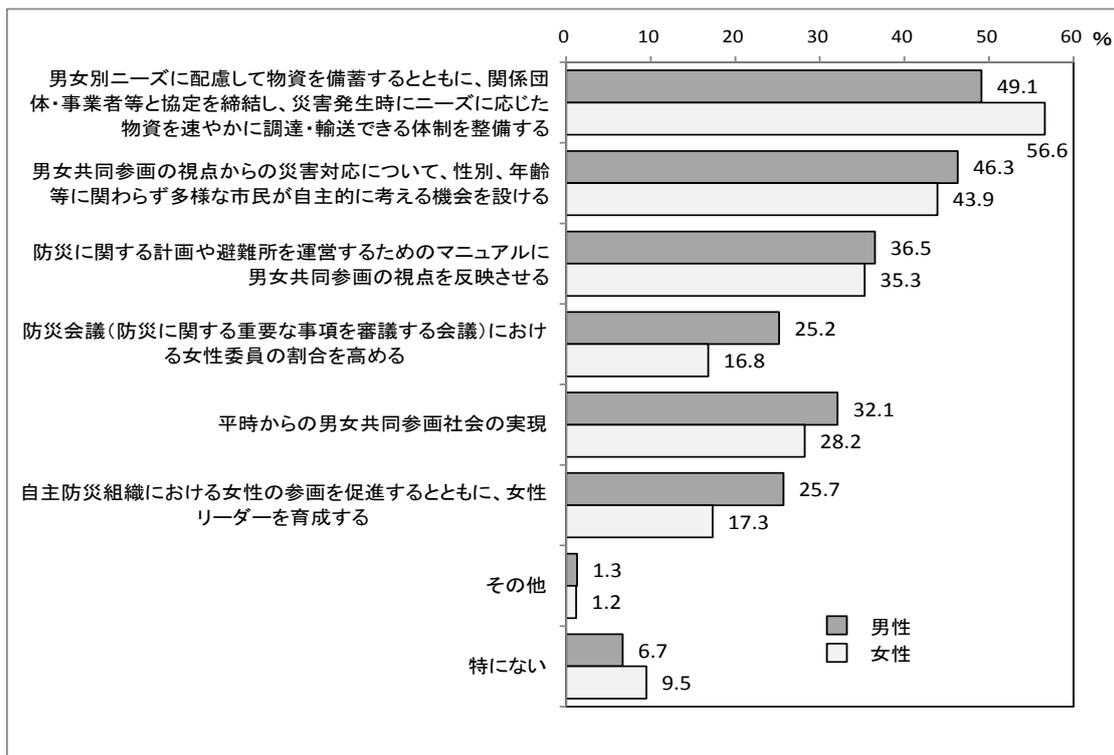
■施策の方向性3 復興・防災における男女共同参画の促進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、公共施設をはじめ、ライフラインや家屋などに甚大な被害をもたらしました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所は、原発事故を発生させ、市民へ計り知れない不安を与えるなど、大きな影響を及ぼしてきました。

また、避難所等の生活では、衛生用品・女性用品の提供や授乳室の確保など、女性や子育てに配慮した避難所の開設及び運営管理が不十分だったことが課題として挙げられました。

今後の震災復興・防災に向けては、大震災で得た経験や教訓を踏まえ、男女共同参画の視点に立った災害対応の取組が求められています。

●防災における男女共同参画について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「男女別ニーズに配慮して物資を備蓄するとともに、関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時にニーズに応じた物資を速やかに調達・輸送できる体制を整備する」は、女性(56.6%)が男性(49.1%)を7.5ポイント上回っている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（１） 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進

政策・方針決定過程や避難所の運営にあたっては、女性の参画を促進するとともに、プライバシーが確保された女性専用ルームや授乳室を設置するなど避難者の人権に配慮した環境づくりに努めます。

物資の確保においては、男女のニーズの違い等に配慮した備蓄物資の整備を図ります。

また、地域の自主防災力を高め、女性の視点に立った防災対策のため、地域防災リーダーの養成を図ります。

施策	事業名	事業の内容	所管課
①防災の分野における女性の参画の促進	ア 福島市防災会議への女性の参画	○防災会議委員を構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努める。	危機管理室
②避難所備蓄品の整備	ア プライバシーに配慮した避難所備蓄品の整備	○プライバシーに配慮したパーテーション等避難所備蓄品の整備を図る。	危機管理室
③防災士の養成	ア 防災士の養成	○女性の視点等に立った防災対策のための地域防災リーダーの養成を図る。	危機管理室
④消防団員への女性の参画促進	ア 消防団への入団促進	○積極的に女性が消防団に入団できる環境を整える。	消防総務課
⑤消防団員の広報及び啓発活動	ア 広報及び啓発活動	○地元コミュニティと深いつながりがある女性消防団が広報、啓発活動のできる環境を整える。	消防総務課

基本目標 Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等である。」としています。また、性別による差別の禁止も明らかにされています。これまで、この基本理念の下、法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、現実には、依然として、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性が個性をいかしその能力を十分に発揮することができる機会を阻んでいます。

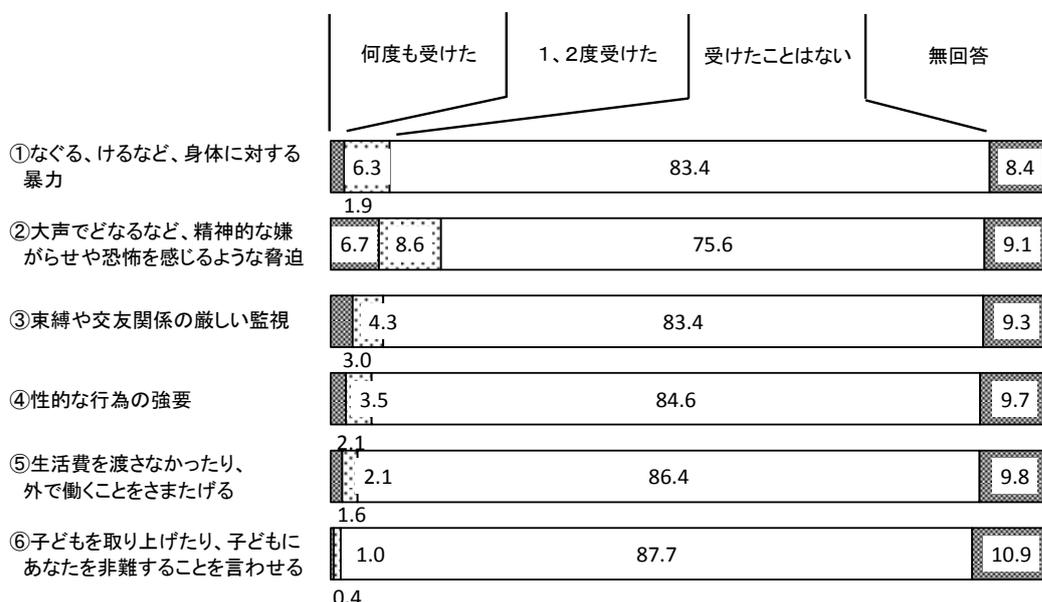
男女共同参画社会の形成のためには、人権の尊重はきわめて重要です。

また、真の男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的な役割分担意識に気づき、これを是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進することが不可欠です。

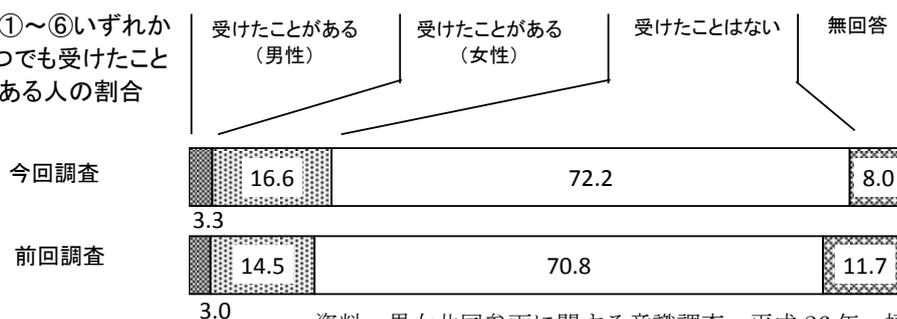
男女の人権が尊重される社会づくりのためには、性別役割にとらわれた生き方が、男女の可能性を狭め、自由で主体的な選択を阻んでいることを認識することが必要です。

人格形成過程において男女平等意識を身につけ性別にとらわれずに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々に対する意識の改革を進めます。

●配偶者等からの暴力について（男女を含めた全体）



※①～⑥いずれか1つでも受けたことのある人の割合

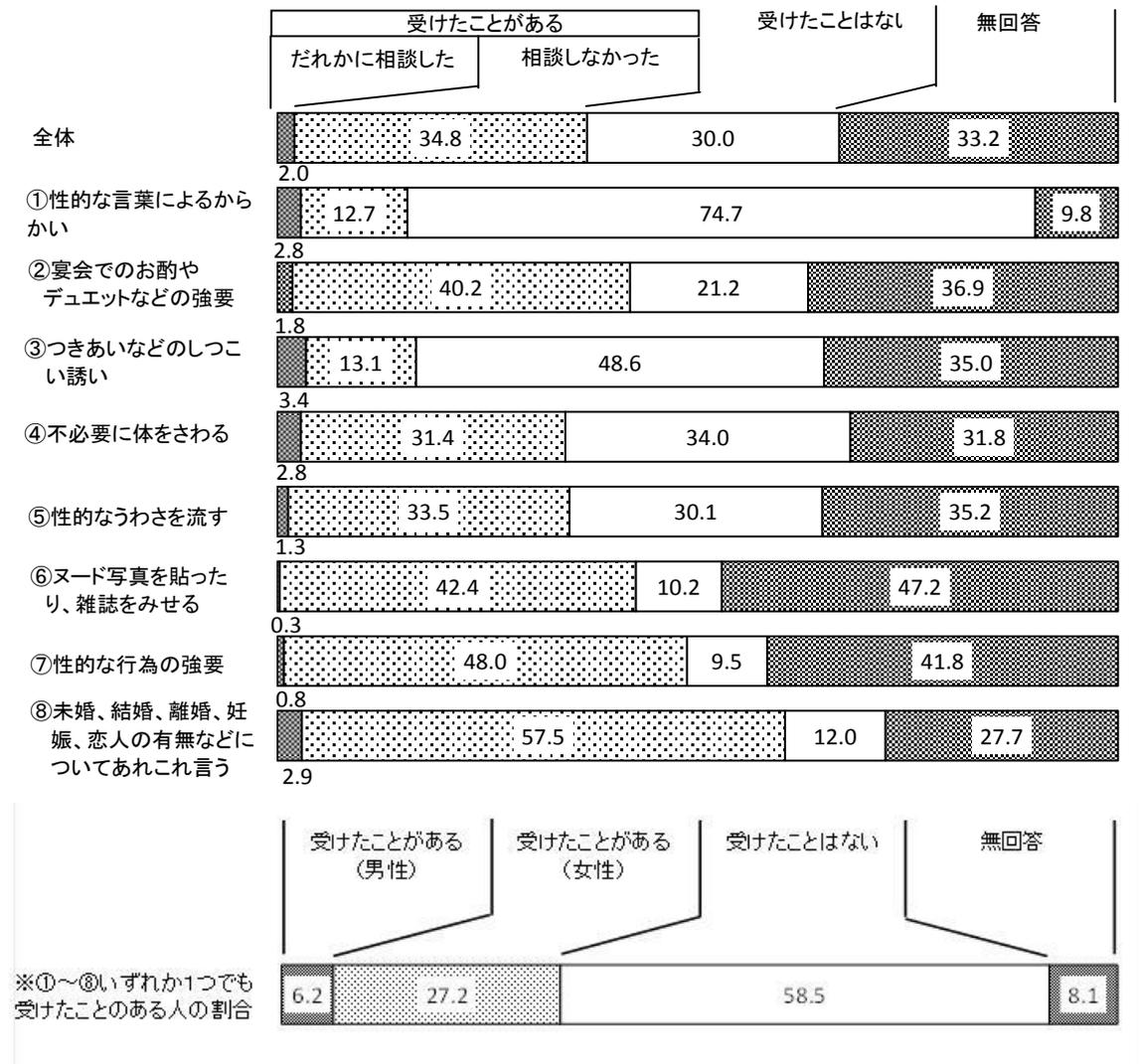


資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

①～⑥のいずれか1つでも受けたことのある人の割合は 19.9%で、内訳は男性 3.3%、女性 16.6%であり、その大半は女性である。前回調査と比較して、「受けたことがある」は 2.4 ポイント増加し、「受けたことはない」は 1.4 ポイント減少した。全体的には前回調査より増加している。

●職場などでのセクハラについて（男女を含めた全体）



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

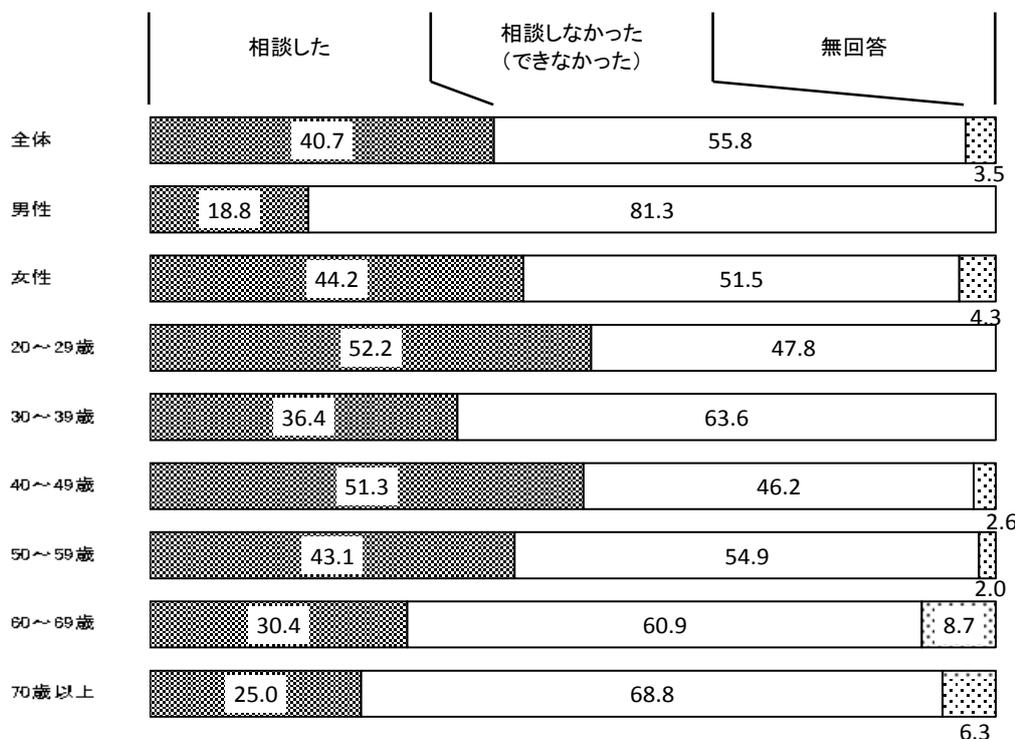
受けたことがある場合に、“相談しなかった”という人の割合が圧倒的に高い。
また、①～⑧のいずれか1つでも受けたことがある人の割合は 33.4%であり、その内訳は、男性が 6.2%、女性が 27.2%となっている。

■施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力等の根絶

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス※ 以下、「DV」と略）、職場などで見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。市民意識調査でも、暴力被害の経験があったと回答した女性が16.6%となる一方で、公的機関などを含めて誰にも相談しなかった女性は51.5%に上っており、問題がいまだ潜在化していることがうかがえます。

このため、暴力に対する厳正な対応や防犯対策を強化するとともに、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実するなど、性差別や暴力を許さない社会の形成のための取組を一層進める必要があります。

●配偶者等からの暴力に対する相談の有無



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「DVを受けたときに、だれかに相談したかどうか」を聞いたところ、「相談した」(40.7%)より「相談しなかった(できなかった)」(55.8%)の方が上回った。また、「相談した」割合は、女性(44.2%)の方が男性(18.8%)よりも多く、20代(52.2%)や40代(51.3%)では過半数を示している。また、「相談した」(40.7%)は、前回(43.2%)より2.5ポイント下回っている。

※ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、または、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

基本的施策（1） DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発

DV、デートDV*やセクシュアル・ハラスメント等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、防止に向け、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。

※デートDV

交際相手から振るわれる暴力のこと。

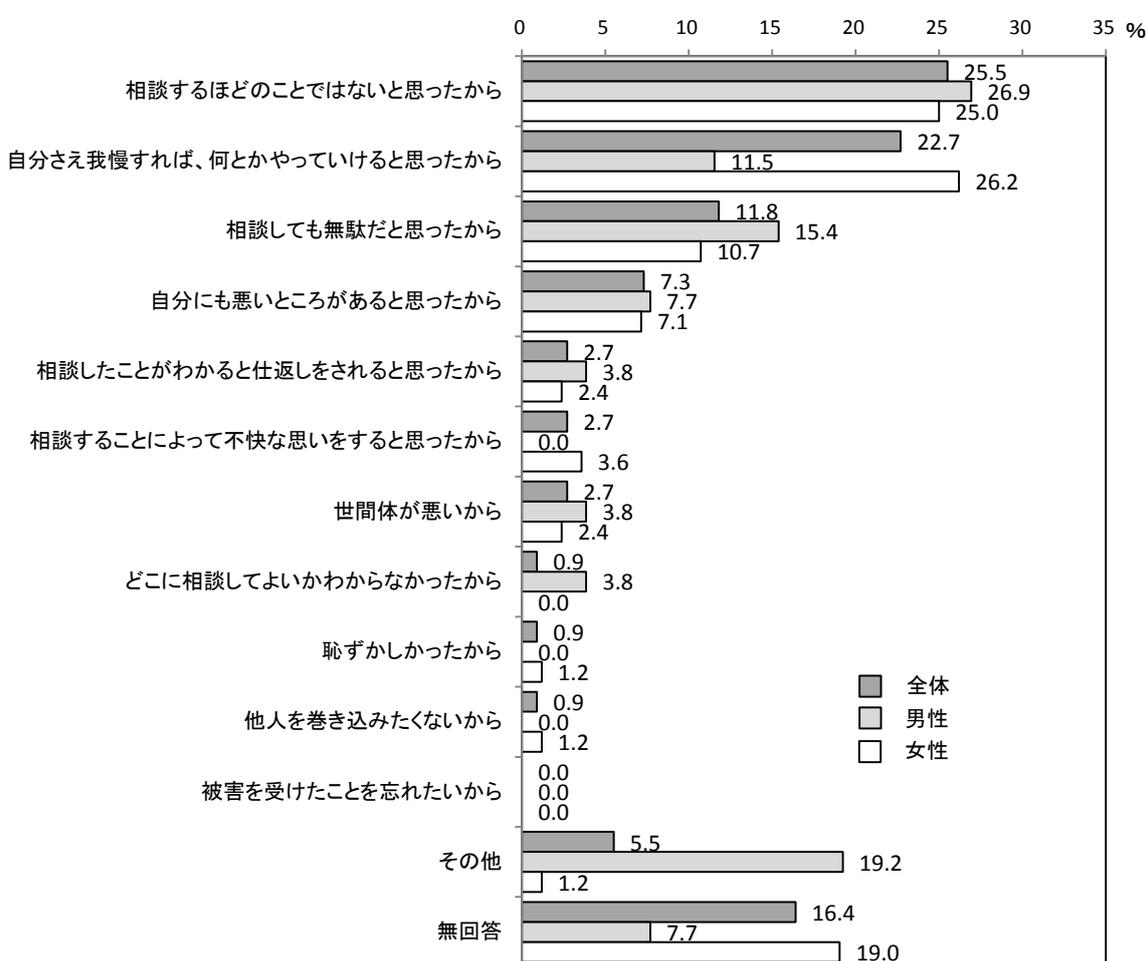
施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントについての調査及び結果の公表	ア 調査の実施及び結果の公表 男性重点	○ DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの実態調査をし、結果を公表する。	男女共同参画センター
②DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの防止対策	ア 情報提供 男性重点	○DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供する。	男女共同参画センター
③関係機関等との連携強化	ア 児童虐待防止推進事業 イ 高齢者虐待防止事業 ウ 障がい者虐待防止推進事業	○講演会等の実施、パンフレット配布など、虐待防止に向けた広報活動のほか、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。 ○高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化する。 ○障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。	こども政策課 長寿福祉課 障がい福祉課

基本的施策（2） 相談・支援体制の充実

被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度を広く周知し、DV被害の潜在化を防ぎます。

また、相談者が窓口で大声で説明しなければならないなどの二次被害にあわないような、相談・支援環境の整備と充実を図ります。

●暴力を受けたが相談しなかった理由



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

全体では「相談するほどのことではないと思ったから」(25.5%)が最も多く、以下、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(22.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(11.8%)が上位にある。

性別で見ると、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」は、女性(26.2%)、男性(11.5%)と差がみられた。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①関係機関等との連携強化	ア 関係機関との連携強化	○関係機関と連携し、被害女性への支援や被害防止対策を実施する。	男女共同参画センター
②相談体制の充実	ア 人権相談及び広報活動	○市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、相談所を開設する。	男女共同参画センター
	イ 家庭児童相談室事業	○家庭児童相談室において受け付けた相談を、市女性相談員や県相談支援センター、県保健福祉事務所の女性相談員、母子自立支援員と連絡を密にし、問題解決にあたっていく。	こども政策課
	ウ 女性相談事業	○女性相談員を設置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援する。	男女共同参画センター こども政策課
	エ 高齢者窓口相談支援事業	○高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実する。	長寿福祉課
	オ 障がい児・者相談支援事業	○障がい児・者及びその家族への相談支援を充実させるため、基幹相談支援センター事業を推進するとともに、地域の身近な指定特定相談支援事業所を増やしていく。また、相談支援専門員の育成・確保に努める。	障がい福祉課
③DV被害者の保護及び自立支援	ア DV被害者の市営住宅への入居緩和	○DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を行う。	建築住宅課

■施策の方向性2 男女の生涯にわたる健康支援

望まない妊娠や中絶、性感染症などが依然として深刻な状況であることから、女性の重要な人権である「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]）」についての情報提供や支援が求められています。

また、男女ともに多いがんや心疾患などの生活習慣病予防のために、人生の各ステージにおいて男女が自己の健康の保持を行うための教育や相談体制の確立が必要です。

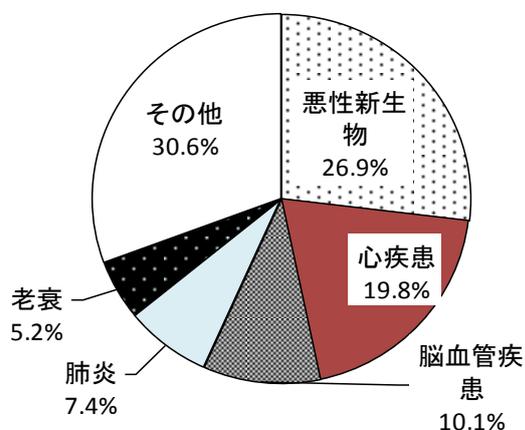
基本的施策（1） 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

思春期教育など、いのちや心を大切にする性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めるとともに、がんや心疾患などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながん等の検診受診の重要性について啓発します。

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

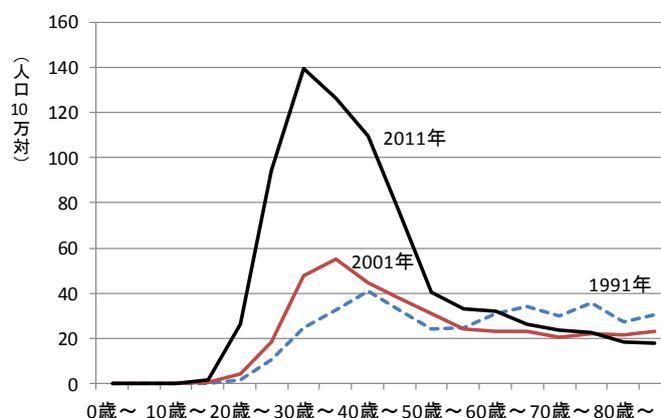
生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

●死因別死亡割合(福島市)2013年



資料：厚生統計「福島市人口動態調査」

●子宮頸がん(上皮内がん含む)年代別推定罹患率の推移



資料：国立がん研究センターがん対策情報センター

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

施策	事業名	事業の内容	所管課
①性と生殖に関する健康・権利についての学習機会の提供	ア 生と性に関する健康教育、相談の実施	○ライフサイクルにあわせた女性の健康教育の実施 ○思春期（中・高生対象）における生と性に関する健康教育の実施	健康推進課
②健康観の確立と自主的な健康づくりの推進	ア 健康づくり各種教育・相談事業（子育て世代対象事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世代を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。 ・親と子の健康づくり講座 など ○ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世代を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。 ・すこやか親子セミナー ・離乳食講習会 ・プレママセミナー など	健康推進課 こども政策課
	イ 健康づくり各種教育・相談事業（生活習慣病予防に関する事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、健康情報の提供、生活習慣改善に関する健康教育、相談を実施する。 ・健康増進教室 ・個別栄養相談 ・依頼による健康教育（出前講座）など	健康推進課
	ウ 健康づくり各種教育・相談事業（こころのケアに関する事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、休養、心の健康に関する情報の提供を行う。 ・こころの健康講座 など	健康推進課
	エ 健康づくり自主グループ育成・支援事業	○放射線の影響に対する不安やストレスが大きい子育て世代へのこころのケアを実施する。 ・子育てこころのケア事業 ○健康づくり自主グループを育成・支援する。 ・健康づくりサークル支援事業	健康推進課 健康推進課
	オ 健康づくりボランティア育成・支援事業	○健康づくりボランティアを育成・支援する。 ・食生活改善推進員養成講座 ・食生活改善推進員研修会	健康推進課
③ライフサイクルに応じた健康管理のための相談、指導、医療の充実	ア 母子保健事業	○妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。 ・新生児、妊産婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業 ○妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。 ・新生児、妊産婦訪問・未熟児訪問・妊婦健康診査 ・産後1ヶ月健診・乳幼児健康診査	健康推進課 こども政策課
	イ 成人保健事業	○各種健康診査及び事後指導を実施する。 ・各種がん検診・成人歯科検診・骨粗鬆症検診 ・結核検診・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	健康推進課
	ウ 放射線健康管理事業	○市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図る。 ・放射線と市民の健康講座・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査・検査結果に基づく個別相談	放射線健康管理課
	エ 高齢者介護予防事業	○高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施する。	長寿福祉課

施策の指標

基本目標	指標	現状	目標	備考
I 男女共同参画の意識づくり	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 35.7% (28.8%)	平成31年度 46.0%	参考 1 現状値は、平成26年市民意識調査の割合 2 ()は、平成21年市民意識調査の割合
	職場において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 21.3% (20.4%)	平成31年度 32.0%	
	学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 48.7% (49.0%)	平成31年度 59.0%	
	社会全体において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 12.1% (13.1%)	平成31年度 23.0%	
	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合 (「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対する人、どちらかといえば反対する人の割合)	平成26年度 42.5% (40.6%)	平成31年度 53.0%	
	「男女共同参画」という用語の認知度	平成26年度 56.3% (49.1%)	平成31年度 67.0%	
II で女性がととも環境づくりに仕事・家庭生活・地域活動などに参画	女性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 93.2%	平成32年度 98.0%	参考:福島市労働条件等実態調査 (従業員20人以上の事業所対象に行ったもの)
	男性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3.0%	平成32年度 5.0%	
	女性の管理職登用率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 18.0%	平成32年度 23.0%	
	放課後児童クラブの利用者数 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 2,385人	平成32年度 2,752人	参考:福島市子ども・子育て支援事業計画
	乳幼児期の保育施設(保育所、認定こども園等)の整備・充実 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3,735人	平成32年度 5,687人	
	審議会等における女性委員の参画割合	平成27年度 28.6%	平成32年度 40.0%	参考:「審議会の委員を委嘱する際、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないよう努める。」(福島市男女共同参画推進条例)
女性委員が参画していない審議会等の数	平成27年度 5審議会	平成32年度 0審議会		
III 男女の人権を尊重する社会づくり	職場などでセクハラを受けたことがある人の割合	平成26年度 33.4% (-)	平成31年度 減少させる	参考 1 現状値は、平成26年市民意識調査の割合 2 ()は、平成21年市民意識調査の割合
	配偶者等からの暴力を受けたことのある人の割合	平成26年度 19.9% (17.5%)	平成31年度 減少させる	
	乳がん検診受診率(40～69歳)	平成26年度 43.1%	平成32年度 50%以上	参考 「平成26年度地域保健・健康増進事業報告」
	子宮頸がん検診受診率(20～69歳)	平成26年度 39.5%	平成32年度 50%以上	

男女共同参画ふくしまプラン

第4章

計画の推進

計 画 の 推 進

この計画の実現を図るためには、一人でも多くの市民にこの計画を理解していただき、実践していくことが重要です。そのため、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組む市民、企業や関係団体などの協力が不可欠となります。

国や県に対しては、この計画の推進に必要な施策に関する制度化などを要望し、さらに近隣市町村とは機能分担による相互協力と関係機関や関係自治体との連携を積極的に推進していきます。

また、この計画に基づき行われる事業は特定の分野に限定せず、全ての職員が男女共同参画の理念を理解し、行政の各部にわたる横断的な展開を目指します。

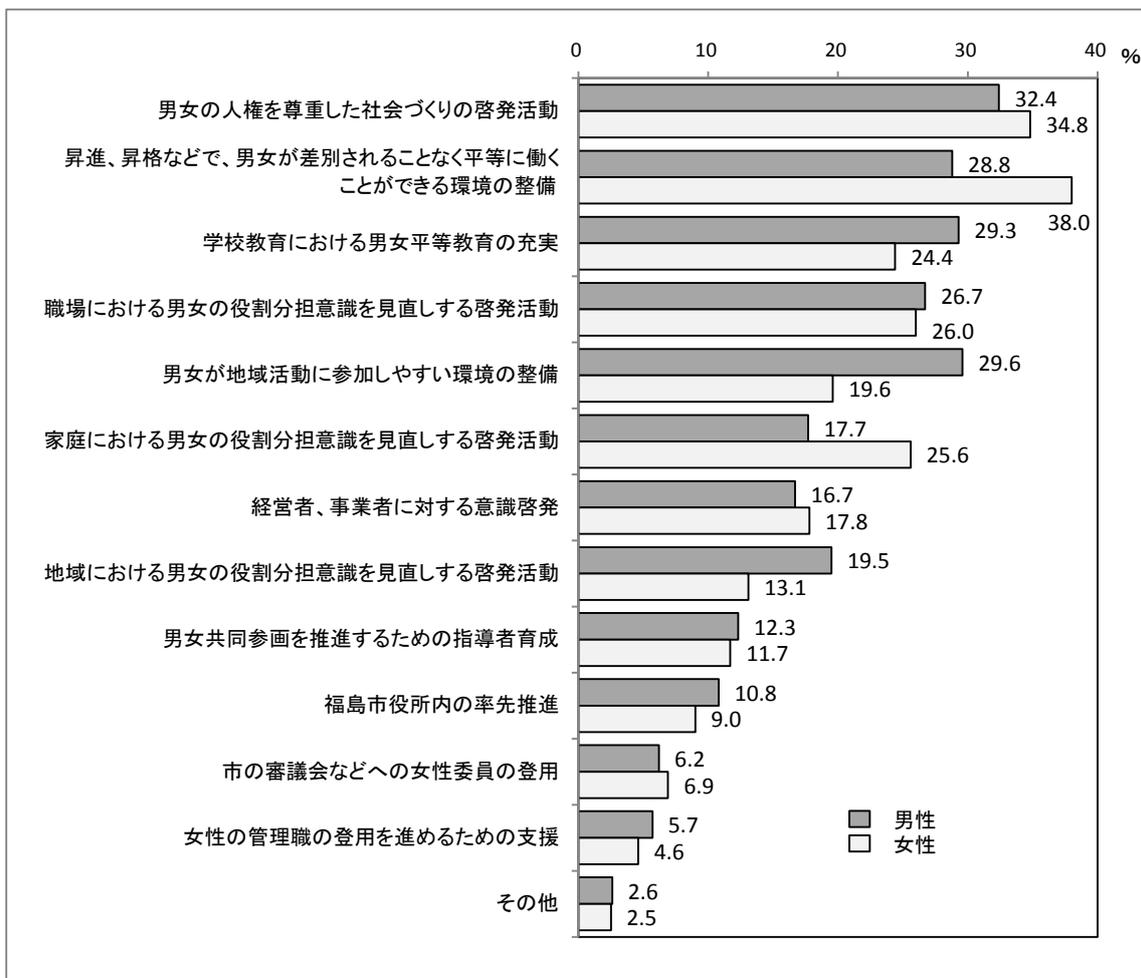
さらに、この計画は、PDCAサイクル※に基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価の両面から毎年点検・評価を行い、その結果を公表していきます。

※PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）により、継続的に事務事業の改善を図るマネジメント手法。

第4章 計画の推進

●男女共同参画を進めるために力を入れるべきこと



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「男女の人権を尊重した社会づくりの啓発活動」は、男性が1位に対して女性が2位。「昇進、昇格などで、男女が差別されことなく平等に働くことができる環境の整備」は女性が1位に対して男性が4位。「男女が地域活動に参加しやすい環境の整備」は、男性が2位に対して女性が6位であるなど、男性と女性との順位は異なる。

方針1 推進体制の充実と強化

この行動計画の総合的かつ計画的な推進を図るためには、関係各課の緊密な連携が必要であり、庁内はもとより、市民による協力体制の充実が必要となります。

方策（1） 庁内推進体制の充実

男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の横断的組織である推進本部の整備を図り、年次計画、報告などにより進捗状況の把握と検証に努めます。

また、各所属に男女共同参画推進の中心的な役割を果たす男女共同参画推進アドバイザーを設置し、積極的な推進に取り組みます。

方策（2） 市民による協力推進体制の充実

市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査審議するため、男女共同参画審議会を設置します。

また、市民参加の情報紙の作成及び各種事業を支援する市民と、市民参加の広報活動を積極的に推進します。

方針2 指導者の養成と関係団体との連携強化

家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、男女共同参画社会の理念を理解し、それぞれの分野で具体的に実践活動をしていくことが求められます。そのために、地域等の指導者の養成や関係団体との連携強化が一層必要になってきます。

方策（1） 指導者等の養成

より多くの市民が男女共同参画社会の理念を理解し、実践していくため、学習の機会を提供し、実践活動者を養成します。

方策（2） 関係団体への支援

男女共同参画社会の形成のため活動している市民団体を支援し、連携強化を図ります。

方針3 拠点施設の充実

男女共同参画社会の実現に向け、情報の提供、男女共同参画推進グループ等市民のための主体的活動の場の提供、相談事業、各種講座の開催など多様な機能を持つ男女共同参画センターを充実します。

方策（1） 拠点施設の充実

男女共同参画社会の実現のための拠点施設となる男女共同参画センターの機能を充実し各種事業を展開します。

また、他の公共施設の利用促進と連携を図ります。

男女共同参画ふくしまプラン

・ 福島市男女共同参画推進条例	59
・ 福島市男女共同参画審議会規則	63
・ 福島市男女共同参画推進本部設置要綱	64
・ 日本国憲法（抄）	66
・ 男女共同参画社会基本法	69
・ 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	73
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
・ 男女共同参画政策のあゆみ	89

資料編

福島市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日 条例28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第12条）

第3章 福島市男女共同参画審議会（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、男女の人権は尊重されなければならない。

そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女の実質的な平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだに性別役割分業意識が根強く残り、その意識に基づく社会の制度や慣行において多くの課題が残されている。

福島市においても、人間尊重のまちづくりを基本理念に、男女平等の実現に向けて取り組んできたが、女性の就業率が全国平均より高く、出産育児により就業を中断する女性の割合は全国平均を下回っていることや、農業をはじめとした自営業に主体的にかかわる女性の割合が多いにもかかわらず、企業方針の決定や政策の決定において、その割合に比べて女性の参画が進んでいない。

このような状況に加え、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

ここに、すべての市民が、男女平等を基本とし

た男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人、自治会等をいう。
- (3) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
- (4) ジェンダー・フリー 人々の行動又は生き方を、ジェンダーによって枠にはめることなく、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくろうという考え方をいう。
- (5) リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツ 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定

が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (8) ポジティブ・アクション 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担を反映した、社会における制度又は慣行をなくし、ジェンダー・フリーの実現に努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び

社会生活における活動を円滑に行うことができるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツが確立されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条各項に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備を積極的に進めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他

の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び直接的であるか間接的であるかを問わず差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現及び男女の役割を固定的にとらえた表現並びに男女間における暴力的行為を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて福島市男女共同参画審議会による調査、研究及び意見を十分反映させなければならない。

3 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進のため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるよう努める。

(2) 幼児期からの学習及び義務教育の場においてジェンダー・フリーをはじめと

する男女共同参画の概念について理解が深められるよう努める。

(3) 男女共同参画の推進に関して、人材を育成し、啓発をはじめとする各種事業において広くその人材を活用し、地域の指導者としての活動を支援するよう努める。

(4) 農業をはじめとした家族経営による自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供、その他の支援をするよう努める。

(5) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、ポジティブ・アクションによりその状態を是正し、及び解消するよう努める。

(6) 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努め、市長その他の執行機関の関係する団体の役員等についても、男女のいずれか一方の役員等の数は、役員等の総数の10分の4未満とならないように協力を求める。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び分析をし、市民及び事業者に対し、情報の提供、その他の支援をするよう努める。

(苦情の処理等)

第11条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申出があ

ったときは、他の行政機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画を推進するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第3章 福島市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第13条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年4月1日から施行する。

福島市男女共同参画審議会規則

平成15年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市男女共同参画推進条例（平成14年条例第28号）第15条の規定に基づき、福島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人権の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第57号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

福島市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 本部には本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 男女共同参画の総合的企画立案及び連絡調整に関すること。

(2) 男女共同参画計画の推進に関すること。

(3) 男女共同参画の総合的調査、啓発及び広報に関すること。

(幹事会)

第4条 本部会に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。幹事長は総務部次長の職にある者をもって充て、副幹事長は総務部男女共同参画センター所長の職にある者をもって充てる。

(幹事会の所掌事項)

第5条 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。

2 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(招集)

第6条 本部会議は本部長が招集し、幹事会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成3年5月30日から施行する。

2 福島市婦人行政庁内連絡会設置要綱（平成元年5月25日施行）は、廃止する。

3 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

9 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

10 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

11 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

12 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

13 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

14 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

15 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

16 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

17 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

18 この要綱は、平成21年12月28日から施行する。

19 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

20 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

21 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

22 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
市長公室長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表 2

市長公室	広報課長
総務部	総務部次長 総務企画課長 行政経営課長 人事課長 男女共同参画センター所長
財務部	管財課長
商工観光部	商業労政課長
農政部	農業振興室長
市民安全部	生活課長 市民協働課長 危機管理室長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 健康推進課長
こども未来部	こども政策課長 こども育成課長
建設部	建築住宅課長
都市政策部	都市計画課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
消防本部	消防総務課長
水道局	水道総務課長

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国

際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

【国民の要件】

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

【基本的人権の享有】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有

し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【請願権】

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

【奴隸的拘束及び苦役からの自由】

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

【思想及び良心の自由】

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第23条 学問の自由は、これを保障する。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権、国の社会的使命】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利、教育の義務】

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

【勤労者の団結権】

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

【財産権】

- 第29条財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【法定の手続の保障】

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【裁判を受ける権利】

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10章 最高法規

【基本的人権の本質】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【最高法規、条約及び国際法規の遵守】

- 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【憲法尊重擁護の義務】

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号)

最終改正年月日 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活におけ

る活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国

際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要がると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約

第34回国連総会（1979年12月）採択
1981年9月発効 1985年6月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び
価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて
確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができな
いものであるとの原則を確認していること、並び
にすべての人間は生まれながらにして自由であり、
かつ、尊厳及び権利について平等であること並び
にすべての人は性による差別その他のいかなる差
別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由
を享有することができることを宣明していること
に留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済
的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享
有について男女に平等の権利を確保する義務を負
っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結
した男女の権利の平等を促進するための国際条約
を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の
権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告
に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず
女子に対する差別が依然として広範に存在して
いることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人
間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子
が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経
済的及び文化的活動に参加する上で障害となるも
のであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害する
ものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人
類に役立てるために完全に開発することを一層困
難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教
育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要と

するものを享受する機会が最も少ないことを憂慮
し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確
立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確
信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人
種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国
による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女
の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和
し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかん
を問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ
完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な
国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間
の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認
し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の
占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立
の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊
重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひ
いては、男女の完全な平等の達成に貢献するこ
とを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平
和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の
条件で最大限に参加することを必要としているこ
とを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全
には認められていなかった女子の大きな貢献、母性
の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における
両親の役割に留意し、また、出産における女子の
役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育
には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必
要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子
の役割とともに変更することが男女の完全な平等
の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げら
れている諸原則を実施すること及びこのために女
子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための
必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。
あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書

の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条

件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健

の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含

む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利

- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務

を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命

する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が

国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、

家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項

において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するため

の人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する

募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

(施行期日)

二 第二十四条の規定に違反した者

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(この法律の失効)

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(政令への委任)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

男女共同参画政策のあゆみ

	国 連	日 本	福 島 県	福 島 市
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」「メキシコ宣言」を採択 国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部の設置(本部長内閣総理大臣) 		
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> 民法の一部改正 (婚氏続称制度の新設) 育児休業法の施行 		
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> 国内行動計画策定 		
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課と改組 「婦人関係行政連絡会議」の設置 	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施 	
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年中間年」世界会議(コペンハーゲン)「後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ) 		
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約発効 		<ul style="list-style-type: none"> 「福島県における婦人問題について」意見具申 「婦人問題協議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部児童家庭課に青少年婦人係設置
1983 (昭58)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置 	
1984 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法の改正 (父母両系主義) 		
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての将来戦略」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法成立 国民年金法の改正 (婦人の年金権を保障) 女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県婦人計画実施細目」策定 福島県婦人団体連絡協議会結成24団体加入 	
1986 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> 教育課程審議会中間まとめ (高等学校家庭科男女必須) 男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の意識調査」実施 	
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> 新国内行動計画策定 高等学校家庭科H6年度から男女必修決まる 	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県婦人計画」見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人係を教育委員会社会教育課に移管
1988 (昭63)		<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂 	
1989 (昭64) (平成)				<ul style="list-style-type: none"> 「福島市婦人行政庁内連絡会」設置 「福島市婦人問題懇話会」設置
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> 「ナイロビ将来戦略」の見直しに基づく勧告 			<ul style="list-style-type: none"> 福島市女性の意識調査実施
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 育児休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課に婦人行政係設置 婦人問題企画推進会議 (名称変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふくしま女性プラン」策定 婦人行政推進本部設置 婦人問題推進会議設置 ふくしま市女性団体連絡会結成28団体

	国 連	日 本	福 島 県	福 島 市
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行 ・初の婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に関する意識調査実施 	
1993 (平5)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(仮称)整備検討 ・女性史の編纂着手 ・「ふくしま新世紀女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま市女性団体連絡協議会(連絡会を改称) 31団体 ・教育委員会に女性青少年課設置 ・女性情報紙「しのぶぴあ」創刊
1994 (平6)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 ・青少年女性課女性政策室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次女性に関する意識調査実施 ・第1回女性情報紙「しのぶぴあ」編集員公募、第2号以降発行 ・第1回女性学講座開催
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言」「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する法律の一部を改定する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(仮称)基本構想策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政推進本部(名称変更) ・女性プラン推進会議(名称変更) ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへの派遣補助 ・女性行動計画「ふくしま女性プラン」中間見直し
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(仮称)基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行動計画「ふくしま女性プラン」改訂版策定
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・男女雇用機会均等法の改正 ・労働基準法の改正 ・育児・介護休業法の改正 ・労働省設置法の改正 ・介護保険法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福島県女性史」刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生セミナー(女性セミナーを改称)を開催
1998 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(仮称)着工 	
1999 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正男女雇用機会均等法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次福島市女性に関する意識調査実施
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 		
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生センター開館 ・ふくしま男女共同参画プラン策定 ・福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画ふくしまプラン策定

	国 連	日 本	福 島 県	福 島 市
2002 (平14)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行		・男女共同参画課を総務部に新設 ・福島市男女共同参画推進条例公布・施行
2003 (平15)		・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行		・福島市男女共同参画センター開設
2004 (平16)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正		・男女共同参画に関する意識調査実施
2005 (平17)		・男女共同参画基本計画(第2次)策定		
2006 (平18)		・男女雇用機会均等法改正	・ふくしま男女共同参画プラン改訂	・男女共同参画ふくしまプラン改訂
2007 (平19)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・パートタイム労働法改正		
2008 (平20)		・次世代育成支援対策推進法改正 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		
2009 (平21)		・男女共同参画社会に関する世論調査結果公表	・ふくしま男女共同参画プラン改訂	・男女共同参画に関する意識調査実施
2010 (平22)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 第3次男女共同参画基本計画 ・策定		
2011 (平23)	・UN Women正式発足			・男女共同参画ふくしまプラン策定
2012 (平24)		・「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」実施 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013 (平25)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正	・ふくしま男女共同参画プラン改訂	
2014 (平26)			・「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施	・男女共同参画に関する意識調査実施
2015 (平27)	・第3回国連防災世界会議開催	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・施行 第4次男女共同参画基本計画策定		